

物流は新領域へ
LOGISTEED

第 62 回 定時株主総会招集ご通知

開催日時：2021年6月22日（火曜日）午前10時 受付開始予定 午前9時

開催場所：当 本 社 2 階 大 会 議 室 東京都中央区京橋二丁目9番2号

株主総会ご出席の株主様へのお土産の用意はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

経営理念

日立物流グループは 広く未来をみつめ 人と自然を大切にし 良質なサービスを通じて 豊かな社会づくりに貢献します

経営ビジョン

グローバルサプライチェーンにおいて最も選ばれるソリューションプロバイダ

行動指針

コンプライアンス	基本と正道を大切にしよう
カスタマーフォーカス	お客様に価値を届けよう
イノベーション&エクセレンス	革新と卓越性を協創しよう
ダイバーシティ&インクルージョン	多様性を活かし共に成長しよう
サステナビリティ	地球の未来を考え行動しよう

ブランドプロミス

未知に挑む。

大きく変化する世界の中で、常に先を見つめて、道を切りひらき、社会に新しい活力を届けていきたい。

私たちは、お客様と真摯に向き合い、最善を尽くし、共に未来を協創する。
これからのテクノロジーを新しいソリューションの力にする。
一人ひとりの人間力を大切にして、ひとつになって動きつづける。

私たちはこれまでのロジスティクスの領域を超えて、
ビジネスと生活に新しい未来を実現していく。

目 次		〈招集通知添付書類〉	
■ 株主の皆様へ	1	■ 事業報告	20
■ 株主総会招集ご通知	2	■ 連結計算書類	50
■ 議決権行使についてのご案内	4	■ 計算書類	59
■ 議決権行使サイトについて	6	■ 監査報告書	66
■ 株主総会参考書類	8	■ トピックス	71

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

当社はここに第62期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業年度に関する定時株主総会の招集ご通知をお送りいたします。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2021年6月



代表執行役社長 中谷 康夫

株主総会招集ご通知

株 主 各 位

証券コード：9086
2021年6月1日

東京都中央区京橋二丁目9番2号

株式会社 日立物流

執行役社長
取締役 中 谷 康 夫

第62回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第62回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から当日のご来場をお控え頂き、郵送又はインターネット等により事前に議決権を行使することを推奨いたします。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、郵送による行使の場合は2021年6月21日（月曜日）午後5時までに東京都江東区にある新東京郵便局に到着するようご返送ください。インターネット等による行使の場合は2021年6月21日（月曜日）午後5時までに行使を完了くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|------------|--|
| 1. 日 時 | 2021年6月22日（火曜日）午前10時（受付開始予定 午前9時） |
| 2. 場 所 | 東京都中央区京橋二丁目9番2号 当本社2階 大会議室 |
| 3. 会議の目的事項 | |
| 報告事項 | 第62期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、
計算書類及び連結計算書類並びに会計監査人及び
監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決議事項 | 議案 取締役全員任期満了につき9名選任の件 |

以 上

- ◎ 事業報告の一部（6.会社の体制及び方針（1）コーポレート・ガバナンス体制（2）業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況（3）会社の支配に関する基本方針（4）剰余金の配当等の決定に関する方針（5）取締役会全体の実効性の分析・評価・結果）及び連結計算書類の連結注記表並びに計算書類の個別注記表は、法令及び当社定款第13条の定めに従い、インターネット上の当社Webサイト（<https://www.hitachi-transportssystem.com/jp/>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知には掲載いたしておりません。なお、監査委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告及び連結計算書類並びに計算書類には、本株主総会招集ご通知の添付書類に記載の名書類のほか、当社Webサイトに記載している事業報告の一部及び連結計算書類の連結注記表並びに計算書類の個別注記表も含まれております。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記当社Webサイトに掲載させていただきます。
- ◎ 本株主総会の結果は上記当社Webサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営に参加できる大切な権利です。
株主総会参考書類（P8～19）をご参照のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権行使方法には以下の3つの方法がございます。



郵 送

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、下記の行使期限までに東京都江東区にある新東京郵便局に到着するようにご返送ください。

➡ P5「議決権行使書用紙のご記入方法」へ

行使期限

2021年 6月21日(月) 午後5時到着



インターネット (パソコン/スマートフォン・携帯電話)

当社指定の議決権行使Webサイト(<https://www.tosyodai54.net>)にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

➡ P6～P7「議決権行使サイトについて」へ

行使期限

2021年 6月21日(月) 午後5時まで



株主総会ご出席

同封の議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2021年 6月22日(火) 午前10時

議決権行使サイトについて

パソコンを用いる場合

- 1 「議決権行使Webサイト
(<https://www.tosyodai54.net>)」に
アクセスいただく
- 2 議決権行使書用紙に記載の「お願い」を
ご覧いただき、議決権行使コード及び
パスワードを入力
- 3 画面の案内に従い、2021年6月21日(月)
午後5時までに議決権を行使

詳細は次ページ

スマートフォン・携帯電話を用いる場合

左記の「パソコンを用いる場合」と同様の方法
で(<https://www.tosyodai54.net>)にアクセス
いただき、画面の案内に従い、議決権を行使し
てください。

注意事項

二次元コード読み取り機能を搭載したスマート
フォン・携帯電話等をご利用の場
合、右の二次元コードを読み取って
アクセスいただくことも可能です。



詳細は次ページ

「議決権行使Webサイト」ご利用上のご注意事項について

- 1 「議決権行使Webサイト」のご利用に伴う接続料金及び通信料金は、
株主様のご負担となりますのでご了承ください。
- 2 お使いの端末によってはご利用いただけないことがありますので、
ご了承ください。
インターネットによる議決権の行使に関するお問合わせ先
株主名簿管理人 東京証券代行株式会社
電話0120-88-0768(フリーダイヤル)
(受付時間:9:00~21:00)
- 3 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、
インターネットによる議決権の行使を有効といたします。
- 4 インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、
最後に行われたものを有効といたします。

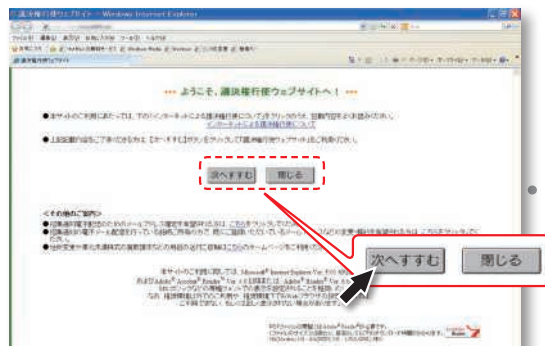
議決権電子行使プラット フォームのご利用につい て(機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様に関し
ましては、本總會につき、
株式会社ICJの運営する
「議決権電子行使プラッ
トフォーム」から電磁的
方法による議決権行使を
行っていただくことも可能
です。

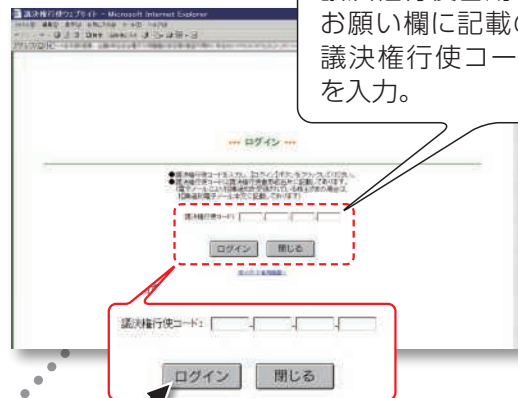
議決権行使Webサイトのアクセス手順

サイトはこちら <https://www.tosyodai54.net>

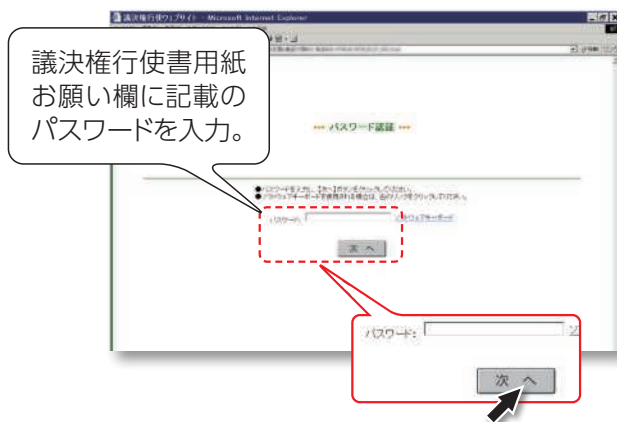
1 Webサイトへアクセス



2 ログイン



3 パスワードの入力



**以降は画面の案内に沿って
賛否をご入力ください。**

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役全員任期満了につき 9 名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員の任期が満了いたしますので、指名委員会の決定に基づき、9名の選任を行いたいと存じます。取締役候補者は次のとおりであります。取締役候補者からはいずれも、本総会で選任されることを前提として取締役に就任する旨の事前の承諾を得ております。

なお、当社定款の規定に基づき、取締役の選任は累積投票によりません。

候補者番号	氏名	取締役就任年	現在の当社における地位及び担当	当事業年度の取締役会出席状況
1	再任候補者 社外取締役候補者 独立役員候補者 あお き み ほ 青 木 美 保	2020年	社外取締役 監査委員 12回中12回	11回中11回
2	再任候補者 社外取締役候補者 独立役員候補者 いず も と さ よ こ 泉 本 小 夜 子	2017年	社外取締役 監査委員 17回中17回 報酬委員長 6回中6回※3	13回中13回
3	再任候補者 社外取締役候補者 独立役員候補者 う ら の み つ ど 浦 野 光 人	2014年	社外取締役 指名委員長 6回中6回 報酬委員長 2回中2回※4	13回中13回
4	再任候補者 社外取締役候補者 独立役員候補者 に し じ ま た か し 西 島 剛 志	2020年	社外取締役 指名委員 4回中4回 報酬委員 4回中4回	11回中11回
5	再任候補者 社外取締役候補者 独立役員候補者 ふ さ や ま て つ 總 山 哲	2016年	社外取締役 指名委員 6回中6回 監査委員 5回中5回※4	13回中13回
6	再任候補者 社外取締役候補者 まる た ひろし 丸 田 宏	2015年	社外取締役 監査委員長 17回中17回	13回中13回
7	再任候補者 社外取締役候補者 独立役員候補者 わ た な べ はじめ 渡 邊 肇	2020年	社外取締役 監査委員 12回中12回	11回中11回
8	再任候補者 じん ぐう じ たかし 神 宮 司 孝	2016年	代表執行役 執行役副社長 兼 取締役	13回中13回
9	再任候補者 なか た に やす お 中 谷 康 夫	2013年	代表執行役 執行役社長 兼 取締役 指名委員 6回中6回 報酬委員 6回中6回	13回中13回

※1.在任年数が1年の候補者の出席状況については、就任以降のみを対象としています。

※2.担当委員会を示す色枠について、上半分は担当委員・委員長の別、下半分は当事業年度の委員会出席状況を示しております。

※3.2020年4月1日から2020年6月23日の当社定時株主総会までに行われた報酬委員会には報酬委員として2回、それ以降行われた4回には報酬委員長として出席しています。

※4.2020年4月1日から2020年6月23日の当社定時株主総会までに行われた各委員会のすべての回数です。2020年6月23日をもって浦野取締役は報酬委員長と報酬委員を、總山取締役は監査委員を退任しております。



再任候補者

社外取締役候補者

独立役員候補者

1. 青木 美保 (1961年4月12日生)

所有する当社株式の数 0株

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- | | |
|----------|--|
| 1983年 4月 | 株式会社ボストン・コンサルティング・グループ 入社 |
| 1987年 8月 | ソロモン・ブラザーズ・インク(ニューヨーク本社) 入社 |
| 1990年 1月 | ファイザー・インク 経営戦略室マネージャー |
| 1995年 9月 | エスティ・ローダー・グループ・オブ・カンパニーズ株式会社
(現 ELCジャパン株式会社) 社長室長 |
| 2001年 6月 | デロイト トーマツ コンサルティング株式会社
(現 アビームコンサルティング株式会社) 執行役員 |
| 2005年 7月 | エスケル・ジャパン・リミテッド株式会社 代表取締役 |
| 2008年 3月 | 日本アムウェイ合同会社 副社長 |
| 2017年 4月 | 昭和女子大学 生活科学部 食安全マネジメント学科 非常勤講師 |
| 2019年 4月 | 昭和女子大学 生活科学部 食安全マネジメント学科 特命准教授 |
| 2020年 4月 | 昭和女子大学 生活科学部(現 食健康科学部) 食安全マネジメント
学科 准教授 現在に至る |
| 2020年 6月 | 東芝テック株式会社 社外取締役 現在に至る
当社 社外取締役 現在に至る |

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

青木美保氏は、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社(現アビームコンサルティング株式会社)の執行役員等を歴任し、会社経営の経験が豊富であります。また、現在は大学の准教授として活躍されており、その知識と経験を当社の経営に反映いただくことが、取締役会の機能強化に資すると判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者としていたしました。

【候補者と当社との特別利害関係について】

当社と青木美保氏との間に特別の利害関係はありません。

【独立性について】

青木美保氏は、当社が定める「社外取締役の独立性基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生ずるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

【取締役在任期間】

本総会終結の時をもって1年になります。

【取締役会出席回数】

11回／11回

【責任限定契約について】

当社は、青木美保氏との間に社外取締役として期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第423条第1項に定める株式会社に生じた損害を賠償する責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害責任限度額は法令で定める最低限度額となります。同氏の選任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。

【役員等賠償責任保険契約について】

当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しております。

本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。



再任候補者

社外取締役候補者

独立役員候補者

2. 泉本 小夜子 (1953年7月8日生)

所有する当社株式の数 0株

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年 3月 等松・青木監査法人
(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所

1995年 7月 監査法人トーマツ パートナー

2001年 7月 日本公認会計士協会 本部理事

2007年 1月 金融庁企業会計審議会 委員

2008年 3月 企業会計基準委員会 退職給付専門委員

2010年 7月 日本公認会計士協会 本部常務理事

2015年 1月 総務省情報通信審議会 委員 現在に至る

2016年 7月 有限責任監査法人トーマツ退所

2016年 8月 泉本公認会計士事務所開設 現在に至る

2017年 4月 総務省情報公開・個人情報保護審査会 委員 現在に至る

2017年 5月 フロイント産業株式会社 社外監査役 現在に至る

2017年 6月 第一三共株式会社 社外監査役 現在に至る
当社 社外取締役 現在に至る

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

泉本小夜子氏は、監査法人で長年企業会計に携わっており、また、数多くの公職を歴任しております。業務執行の監査・監督を中心にその知識と経験を当社の経営に反映いただくことが、取締役会の機能強化に資すると判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。

【候補者と当社間の特別利害関係について】

当社と泉本小夜子氏との間に特別の利害関係はありません。

【独立性について】

泉本小夜子氏は、当社が定める「社外取締役の独立性基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生ずるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

【取締役在任期間】

本総会終結の時をもって4年になります。

【取締役会出席回数】

13回／13回

【責任限定契約について】

当社は、泉本小夜子氏との間に社外取締役として期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第423条第1項に定める株式会社に生じた損害を賠償する責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害責任限度額は法令で定める最低限度額となります。同氏の選任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。

【役員等賠償責任保険契約について】

当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しております。

本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。



再任候補者

社外取締役候補者

独立役員候補者

3. 浦野 光人 (1948年3月20日生) 所有する当社株式の数 3,000株

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1971年 4月	日本冷蔵株式会社（現 株式会社ニチレイ）入社
1995年 4月	同社 低温物流企画部長
1999年 6月	同社 取締役 経営企画部長
2001年 6月	同社 代表取締役社長
2005年 1月	株式会社ニチレイフーズ 代表取締役社長
2007年 4月	同社 取締役会長
2007年 6月	株式会社ニチレイ 代表取締役会長
2011年 6月	横河電機株式会社 社外取締役
2013年 6月	株式会社ニチレイ 相談役 株式会社りそなホールディングス 社外取締役 現在に至る HOYA株式会社 社外取締役 現在に至る
2014年 6月	当社 社外取締役 現在に至る

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

浦野光人氏は、製造業及び物流業の経営者として経営の効率化に取り組んでこられ、数多くの企業の社外役員を歴任するなど、経営感覚に優れ、経営の諸問題に精通しております。当社取締役会におきましては独立役員として議長となり、取締役会の活性化や議論の質の向上に努めております。また、昨年導入致しました執行役への業績連動型株式報酬制度につきましては、当時の報酬委員長としてその実現に取組みました。その知識と経験を当社の経営に反映いただくことが、取締役会の機能強化に資すると判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者としていたしました。

【候補者と当社間の特別利害関係について】

当社と浦野光人氏との間に特別の利害関係はありません。

【独立性について】

浦野光人氏は、当社が定める「社外取締役の独立性基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生ずるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

【取締役在任期間】

本総会終結の時をもって7年になります。

【取締役会出席回数】

13回／13回

【責任限定契約について】

当社は、浦野光人氏との間に社外取締役として期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第423条第1項に定める株式会社に生じた損害を賠償する責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害責任限度額は法令で定める最低限度額となります。同氏の選任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。

【役員等賠償責任保険契約について】

当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しております。

本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。



再任候補者

社外取締役候補者

独立役員候補者

4. 西島 剛志 (1957年8月12日生)

所有する当社株式の数 0株

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月	株式会社北辰電機製作所（現 横河電機株式会社） 入社
2008年10月	同社 執行役員 IA事業部プロダクト事業センター長
2010年 4月	横河メータ&インスツルメンツ株式会社（現 横河計測株式会社） 代表取締役社長
2011年 6月	横河電機株式会社 取締役 横河メータ&インスツルメンツ株式会社（現 横河計測株式会社） 代表取締役社長
2012年 4月	横河電機株式会社 取締役常務執行役員 IAプラットフォーム事業本 部長
2013年 4月	同社 代表取締役社長
2019年 4月	同社 代表取締役会長
2020年 6月	当社 社外取締役 現在に至る
2021年 4月	横河電機株式会社 取締役会長 現在に至る

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

西島剛志氏は、横河電機株式会社の社長等を歴任し、現在は同社の会長として活躍されており、経営感覚に優れ、経営の諸問題に精通しております。その知識と経験を当社の経営に反映いただくことが、取締役会の機能強化に資すると判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者いたしました。

【候補者と当社の間の特別利害関係について】

当社と西島剛志氏との間に特別の利害関係はありません。

【独立性について】

西島剛志氏は、当社が定める「社外取締役の独立性基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生ずるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

【取締役在任期間】

本総会終結の時をもって1年になります。

【取締役会出席回数】

11回／11回

【責任限定契約について】

当社は、西島剛志氏との間に社外取締役として期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第423条第1項に定める株式会社に生じた損害を賠償する責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害責任限度額は法令で定める最低限度額となります。同氏の選任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。

【役員等賠償責任保険契約について】

当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しております。

本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。



再任候補者

社外取締役候補者

独立役員候補者

5. 総山 哲 (1952年6月21日生)

所有する当社株式の数 0株

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4月	検事任官（東京地方検察庁検事）
2005年 4月	名古屋高等検察庁 刑事部長
2006年 8月	東京高等検察庁 公安部長
2008年 1月	最高検察庁 検事
2008年10月	佐賀地方検察庁 検事正
2010年 1月	長野地方検察庁 検事正
2010年10月	福岡地方検察庁 検事正
2012年 8月	第一東京弁護士会弁護士登録、大谷法律事務所入所
2013年 1月	東京エクセル法律事務所開設 パートナー
2014年 4月	公益財団法人日本サッカー協会 不服申立委員会 委員長 現在に至る
2014年12月	總山法律事務所開設 現在に至る
2016年 6月	当社 社外取締役 現在に至る

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

總山哲氏は、検事としての経験を有し、弁護士として活躍されており、法律・コンプライアンスに関する専門的な見識と豊富な経験を有しております。その知識と経験を当社の経営に反映いただくことが、取締役会の機能強化に資すると判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者としていたしました。

【候補者と当社の間の特別利害関係について】

当社と總山哲氏との間に特別の利害関係はありません。

【独立性について】

總山哲氏は、当社が定める「社外取締役の独立性基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生ずるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

【取締役在任期間】

本総会終結の時をもって5年になります。

【取締役会出席回数】

13回／13回

【責任限定契約について】

当社は、總山哲氏との間に社外取締役として期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第423条第1項に定める株式会社に生じた損害を賠償する責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害責任限度額は法令で定める最低限度額となります。同氏の選任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。

【役員等賠償責任保険契約について】

当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しております。

本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。



再任候補者

社外取締役候補者

6. まる た ひろし 丸田 宏 (1953年8月19日生)

所有する当社株式の数 0株

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年 4月	株式会社日立製作所入社
1999年 4月	同社 財務部副部長
1999年 8月	日立投資顧問株式会社 代表取締役社長
2004年 6月	Hitachi America, Ltd. Senior Vice President and Chief Financial Officer
2004年10月	Hitachi America, Ltd. Executive Vice President and Chief Financial Officer
2009年10月	株式会社日立プラントテクノロジー 財務部長
2011年 4月	同社 取締役 常務執行役員 経営戦略、グループ戦略、財務担当
2012年 4月	同社 取締役 専務執行役員 経営戦略、グループ戦略、財務、Hitachi Smart Transformation Project担当
2012年 6月	同社 代表取締役 専務執行役員
2013年 4月	株式会社日立製作所 インフラシステム社 財務統括本部長
2014年 4月	同社 インフラシステムグループ CFO
2015年 6月	当社 社外取締役 現在に至る

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

丸田宏氏は、財務・会計に関する深い知見を有しており、海外での勤務経験も豊富であります。その知識と経験を当社の経営に反映いただくことが、取締役会の機能強化に資すると判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者といたしました。

【候補者と当社との特別利害関係について】

当社と丸田宏氏との間に特別の利害関係はありません。

【候補者と当社の特定関係事業者との関係】

丸田宏氏は、当社の特定関係事業者である株式会社日立製作所の業務執行者となったことがあります。

【取締役在任期間】

本総会終結の時をもって6年になります。

【取締役会出席回数】

13回／13回

【責任限定契約について】

当社は、丸田宏氏との間に社外取締役として期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第423条第1項に定める株式会社に生じた損害を賠償する責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害責任限度額は法令で定める最低限度額となります。同氏の選任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。

【役員等賠償責任保険契約について】

当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しております。

本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。



再任候補者

社外取締役候補者

独立役員候補者

7. 渡邊 肇 わたなべ はじめ (1959年7月28日生)

所有する当社株式の数 0株

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4月	森綜合法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所）入所
1994年 9月	米国イリノイ州外国法事務弁護士登録
1995年 5月	米国ニューヨーク州弁護士登録
2007年 4月	末吉綜合法律事務所（現 潮見坂綜合法律事務所）開設 現在に至る
2007年 6月	星光PMC株式会社 社外監査役
2009年 6月	フリュー株式会社 社外監査役
2013年 6月	明治ホールディングス株式会社 社外監査役 現在に至る
2020年 6月	当社 社外取締役 現在に至る

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

渡邊肇氏は、弁護士として活躍されており、国際取引法に関する専門的な見識と豊富な経験を有しております。その知識と経験を当社の経営に反映いただくことが、取締役会の機能強化に資すると判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者としていたしました。

【候補者と当社との特別利害関係について】

当社と渡邊肇氏との間に特別の利害関係はありません。

【独立性について】

渡邊肇氏は、当社が定める「社外取締役の独立性基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生ずるおそれがなく十分な独立性を有していると判断し、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

【取締役在任期間】

本総会終結の時をもって1年になります。

【取締役会出席回数】

11回／11回

【責任限定契約について】

当社は、渡邊肇氏との間に社外取締役として期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第423条第1項に定める株式会社に生じた損害を賠償する責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害責任限度額は法令で定める最低限度額となります。同氏の選任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。

【役員等賠償責任保険契約について】

当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しております。

本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。



再任候補者

8. 神宮司 孝 (1955年10月13日生) 所有する当社株式の数 3,000 株

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4月	当社 入社
2001年 2月	当社 首都圏第一営業本部 総務部長
2006年 4月	当社 首都圏第一営業本部 副本部長
2008年 4月	当社 執行役 アジア代表 日立物流（アジア）社長
2011年 4月	当社 執行役常務
2013年 4月	当社 執行役専務
2014年 4月	当社 グローバル経営戦略本部長
2015年 6月	株式会社日立物流バンテックフォワーディング 代表取締役社長
2016年 4月	当社 海外事業統括本部長
2016年 6月	当社 取締役 現在に至る
2019年 3月	株式会社エーアイテイー 取締役 現在に至る
2019年 4月	当社 代表執行役 執行役副社長 兼 取締役 現在に至る

【取締役候補者とした理由】

神宮司孝氏は、入社以来、人事・労務、営業、事業戦略、海外事業に携わる等、豊富な業務経験を有し、代表執行役執行役副社長兼取締役への就任以降、当社成長戦略実行の牽引役として、多くの協創パートナーとの関係構築や交渉に従事し、実現させてきました。その幅広い職務経験や知見を取締役として活かすことにより、当社の企業価値向上に資する者として適任であると判断したため、同氏を引き続き取締役候補者としたしました。

【候補者と当社との特別利害関係について】

当社と神宮司孝氏との間に特別の利害関係はありません。

【取締役在任期間】

本総会終結の時をもって5年になります。

【取締役会出席回数】

13回／13回

【役員等賠償責任保険契約について】

当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しております。

本議案が原案どおり承認され、取締役役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。



再任候補者

9. 中谷 康夫 (1955年11月12日生) 所有する当社株式の数 6,000 株

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年 4月	当社 入社
1999年 2月	当社 国際営業本部員 (但し、日立物流 (アメリカ) 出向)
2003年10月	当社 国際営業本部営業第二部長
2004年10月	当社 国際営業本部営業第一部長
2005年 4月	当社 国際営業本部副本部長
2006年 4月	当社 執行役 国際営業本部長
2007年 4月	当社 海外事業統括本部長 兼 グローバル営業開発本部副本部長
2008年 4月	当社 北米代表 日立物流 (アメリカ) 社長
2010年 4月	当社 執行役常務
2012年 4月	当社 執行役専務 グローバル経営戦略室長 兼 AEO・輸出管理本部長
2012年 7月	当社 UC推進本部副本部長
2013年 4月	当社 代表執行役 執行役副社長
2013年 6月	当社 代表執行役 執行役社長 兼 取締役 現在に至る

【取締役候補者とした理由】

中谷康夫氏は、2013年6月に当社代表執行役執行役社長兼取締役に就任以来、強いリーダーシップを発揮し、当社グループの価値創造プロセスを築きあげるとともに、経済・社会・環境価値を向上させてきました。当社が掲げるビジョンである「最も選ばれるソリューションプロバイダ」に向けて、グローバルな事業経営を推進し持続的な企業価値の向上をめざすにあたり適切な人材と判断したため、同氏を引き続き取締役候補者としたしました。

【候補者と当社間の特別利害関係について】

当社と中谷康夫氏との間に特別の利害関係はありません。

【候補役在任期間】

本総会終結の時をもって8年になります。

【取締役会出席回数】

13回／13回

【役員等賠償責任保険契約について】

当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しております。

本議案が原案どおり承認され、取締役役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

【ご参考】 社外取締役の独立性基準

以下の事項に該当しない場合、当該社外取締役に独立性があると判断します。

- ① 当社の前事業年度末の発行済株式総数の10%以上（間接保有分を含む）を保有する企業、団体の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は支配人及びそれに準じる者（以下総称して「会社関係者」という）又は最近10年間に於いて会社関係者だった者
- ② ①の企業、団体の子会社の会社関係者
- ③ 当社が前事業年度末の発行済株式総数の10%以上（間接保有分を含む）を保有する企業、団体の会社関係者
- ④ 当社の前連結会計年度売上収益の2%以上を占める会社の会社関係者、又は最近5年間に於いて会社関係者だった者
- ⑤ 取引先の前事業年度連結売上高の2%以上を当社並びに連結子会社が占める会社の会社関係者、又は最近5年間に於いて会社関係者だった者
- ⑥ 当社の連結総資産の2%以上の金額の借入先金融機関の会社関係者、又は最近5年間に於いて会社関係者だった者
- ⑦ 当社から役員報酬以外に、過去5年間に於いて、年間1,000万円以上（複数の事業年度に係る場合は対象事業年度平均）の金銭その他財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家或いは法律専門家である者
- ⑧ 当社から前事業年度に年間1,000万円以上の寄付金、協力金等を受領した者或いは受領した団体に所属する者
- ⑨ 当社又は連結子会社から取締役、監査役を受け入れている会社又はその親会社若しくは連結子会社の会社関係者
- ⑩ 上記①から⑨のいずれかに掲げる者（役員等の重要な役職者でない者を除く）の配偶者又は二親等内の親族
- ⑪ 当社又は連結子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、又は支配人その使用人（以下「業務執行者」という）、又は過去10年以内に業務執行者であった者、及び当社又は連結子会社の会社関係者の配偶者又は二親等内の親族

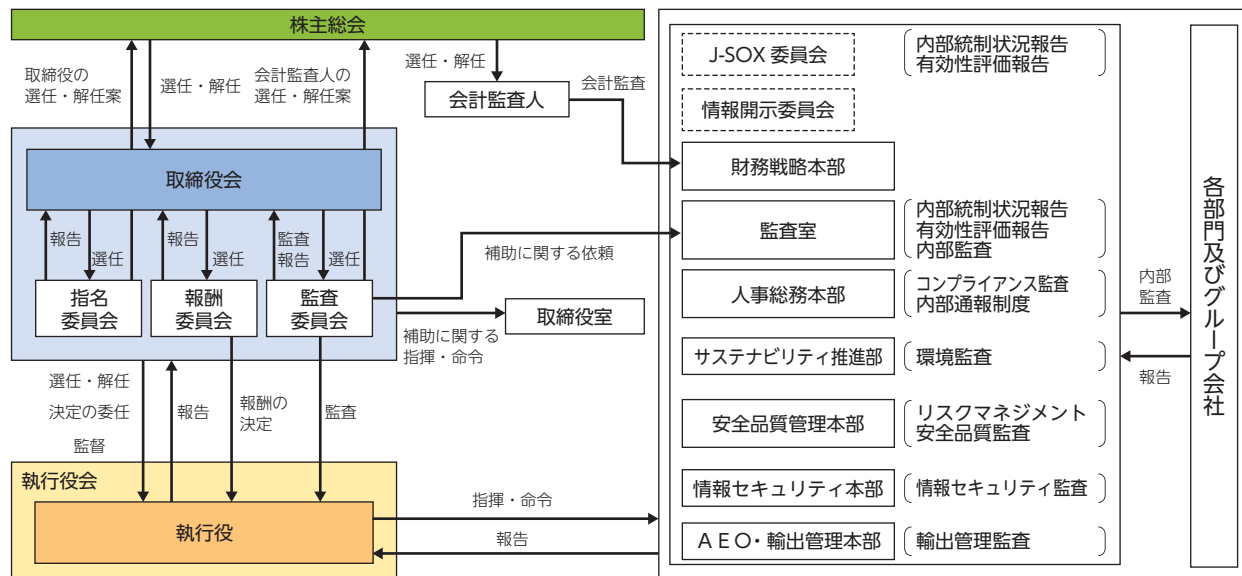
【ご参考】当社のコーポレート・ガバナンスに関する取組み

当社グループでは、経営の透明性と効率性を高め、また、コンプライアンス経営の遂行と正しい企業倫理に基づいた事業展開で、企業価値向上と持続的発展を図ることを、コーポレート・ガバナンスの基本と考えております。当社では、この基本方針に基づき、健全でかつ透明性が高く、事業環境の変化に俊敏に対応できるコーポレート・ガバナンス体制の確立をめざし、経営監督機能と業務執行機能を分離する指名委員会等設置会社形態を採用しております。

当社では、指名委員会等設置会社形態を採用することにより、執行役が、取締役会から大幅な権限移譲を受け、事業再編や戦略投資などの迅速な意思決定を図っております。

業務執行をより適切に進めるために全執行役を構成員とする執行役会を組織し、当社及びグループ全体に影響を及ぼす業務執行に関する重要事項について検討を行い、また、決裁基準を定めて執行役の責任・権限を明確化しております。

経営監督機能である取締役会では、外部の客観的な意見を積極的に取り入れるべく社外取締役を招聘し、また、指名・監査・報酬の3つの委員会を設置し、権限の分散を図り、経営の透明性向上と監督機能の強化に努めております。



以上

事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の影響により、経済活動が大幅に抑制され、世界経済は大きく後退いたしました。一部の国や地域では経済活動の再開が進み、経済の持ち直しの兆しが見られるものの、新型コロナウイルス感染症の再拡大の懸念が依然拭えず、厳しい状況が続いております。

また物流業界は、巣ごもり需要によるEC市場拡大の物量増加が見られたものの、半導体不足による自動車産業等の物量減少により、産業全体での荷動きは停滞しました。さらに荷主企業の物流費の低減要請や、業界の垣根を超えた物流領域への新規参入等により、競争環境は厳しさを増しております。

当連結会計年度における当社グループの売上収益は6,523億80百万円（前期比3%減）、調整後営業利益は367億11百万円（前期比10%増）、EBIT※は444億29百万円（前期比12%増）、親会社株主に帰属する当期利益は228億73百万円（前期比6%増）となりました。

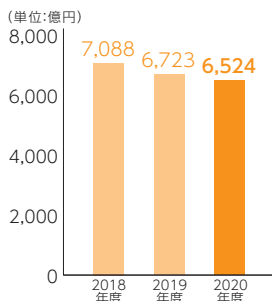
なお、当社は2016年3月30日にSGホールディングス株式会社及び佐川急便株式会社と締結した資本業務提携契約を2020年9月24日に一部見直し、SGホールディングス株式会社が保有する当社株式の一部を取得するとともに、当社が保有する佐川急便株式会社株式のすべてをSGホールディングス株式会社に譲渡いたしました。

※ Earnings Before Interest and Taxesの略で、「EBIT＝税引前当期利益－受取利息＋支払利息」により算出しています。

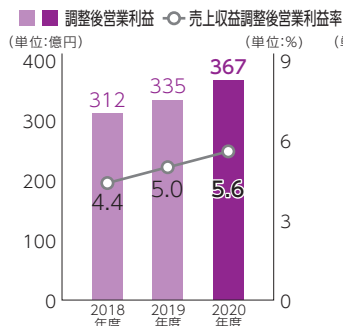
(ご参考)

業績の推移 (IFRS)

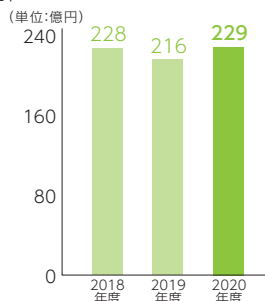
売上収益



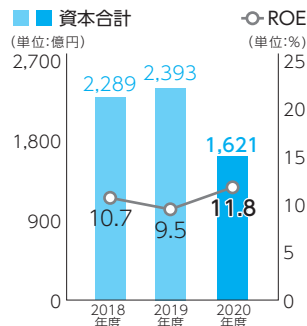
調整後営業利益・売上収益調整後営業利益率



親会社株主に帰属する当期利益



資本合計・ROE

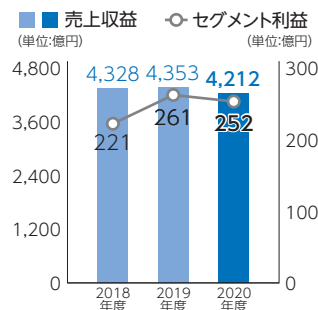


セグメント別の状況は以下のとおりとなります。

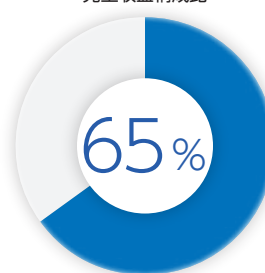
【国内物流】

国内物流の売上収益は、新規立ち上げ案件の寄与やパレネット株式会社と株式会社日立物流東日本流通サービスの連結化による増収影響はあるものの、新型コロナウイルス感染症拡大による物量減少は依然として継続しており、前期に比べ3%減少し、4,211億90百万円となりました。

セグメント利益は、生産性改善・総コスト抑制効果等はあったものの、減収影響により、前期に比べ3%減少し、251億76百万円となりました。



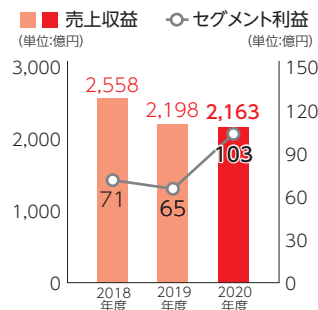
売上収益構成比



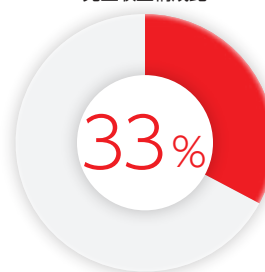
【国際物流】

国際物流の売上収益は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は各地域において回復傾向にあるものの、依然として前期水準には至らず、また為替影響等もあり、前期に比べ2%減少し、2,162億58百万円となりました。

セグメント利益は、減収影響はあったものの、国内発着及び中国フォーワーディング事業の収益性向上や、各地域における生産性改善・総コスト抑制効果等の影響により、前期に比べ59%増加し、103億40百万円となりました。



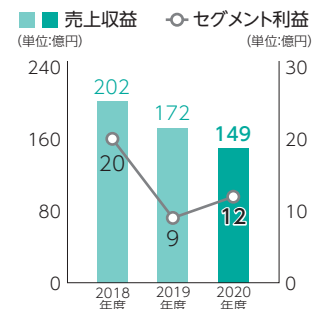
売上収益構成比



【その他(物流周辺事業等)】

その他の売上収益は、株式会社日立トラベルビューロー(現 株式会社HTB-BCDトラベル)の非連結化影響等により、前期に比べ13%減少し、149億32百万円となりました。

セグメント利益は、減収影響はあったものの、情報システム開発事業での新規案件の受託等により、前期に比べ30%増加し、11億95百万円となりました。



売上収益構成比



●上記グラフはご参考

(2) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大による影響は回復傾向にあるものの依然として不透明な状況が続いているほか、「米中貿易摩擦」「地政学的リスク」「気候変動」「自然災害」等の影響下にあります。特に物流業界においては、労働力不足やEC市場拡大等の環境下、業界の垣根を超えた競争激化により、経営環境は厳しさを増しています。また、「IoT」「AI（人工知能）」「ロボティクス」「フィンテック」「シェアリングエコノミー」といった技術の進化・社会の変化に加えて、デジタル化の進展によりサプライチェーンの構造が大きく変容しています。

【基本方針】

当社グループは、ブランドスローガン「未知に挑む。」とビジネスコンセプト「LOGISTEED」※1を掲げ、機能としての物流強化（スマートロジスティクス）を中核としながらも、事業・業界を超えた協創領域の拡大を図り、ロジスティクスの領域を超えた新たなイノベーションを創出し、エコシステム(経済圏)※2の形成・拡大を図ります。

※1.「LOGISTEED」とは、LOGISTICSと、Exceed、Proceed、Succeed、そしてSpeedを融合した言葉であり、ロジスティクスを超えてビジネスを新しい領域に導いていく意思が込められています。

※2.「エコシステム(経済圏)」とは、複数の企業等がパートナーシップを組み、それぞれの強みを生かしながら業界・業種を超えて有機的に結びつき、循環しながら広く共存共栄していく仕組みをいう。

2019年度から2021年度(自2019年4月1日 至2022年3月31日)を対象とした中期経営計画(LOGISTEED 2021)では、当社グループおよび協創パートナーも含めたデジタルライゼーションにより形成されたプラットフォームを、同業他社も含めたシェアリングエコノミーの拠点とし、さらなるオープンな協創を加速することで、物流領域を基点/起点としたサプライチェーンを実現します。

当社グループは最も選ばれるソリューションプロバイダに向けて、「LOGISTEED」により変化・進化を遂げ、新たな存在価値を確固たるものとするとともに、さらなる企業価値の向上をめざします。

【重点施策】

①強固なコア領域（スマートロジスティクス領域）構築のためのM&A・アライアンスも含めたポートフォリオ戦略の実行

②コア領域を強化するとともにさらなる領域拡大へとつなげる協創戦略の実行

- (a) SGホールディングス株式会社との実業面における協創を通じたコア領域強化と対象領域の拡大
- (b) 株式会社エーアイティー・株式会社近鉄エクスプレスとの協創を通じた、フォワーディング事業の強化と関連する3PL事業との連携強化
- (c) 三菱HCキャピタル株式会社との協創による「金流」「商流」「情流」「物流」の4流融合ソリューション創出

③物流領域を基点/起点としたサプライチェーンのデザイン

- (a) コア領域における「実業×デジタルトランスフォーメーション」の具現化
- (b) 協創パートナーも含めたデジタライゼーションによる「物流現場力×プラットフォーム」の拡大
 - ・ サプライチェーン上の情報を一元管理・可視化し、課題解決をサポートするSCDOS (Supply Chain Design & Optimization Services)
 - ・ 自動化・技術開発とデジタル技術を組み合わせ、顧客業種ごとに標準化して提供するSWH (スマートウエアハウス)
 - ・ IoTテクノロジーを駆使して輸送の事故ゼロ化・業務効率化を支援するサービスプラットフォームSSCV (Smart & Safety Connected Vehicle)
 - ・ 産業別プラットフォーム、地域別プラットフォーム展開
 - ・ これらを支えるデジタルプラットフォーム構築に向けた協創

④トップライン成長戦略の実行

- (a) 顧客を取り巻くバリューチェーンと「金流」「商流」等未開発領域での新サービス拡大 (VAS (Value Added Services) 戦略)
- (b) 3PLの知財化・高度化 (デジタルツイン・CPS (Cyber Physical System))
- (c) 輸送事業の強靱化 (SSCVと集中配車センターによる事業拡大)
- (d) グローバル成長戦略の加速 (地域完結型ビジネスモデル)

⑤次世代につなぐオペレーションオリジン（現場主義）とその継承

- (a) 地域事業会社主導による強固な地域自律運営基盤の確立
- (b) 「ダイバーシティ&インクルージョン」「働き方改革」「全員教育」等の施策を通じた“人財の確保・定着・育成”への真摯な取り組み
- (c) VC21活動※1の全社ボトムアップ施策を通じた「わたくしごと化」の推進 (KAIZEN・環境活動・組織健康度の見える化による収益力向上)
- (d) インターナルDXによる「現場力」×「見える化」の進化 (現場の更なる強靱化)

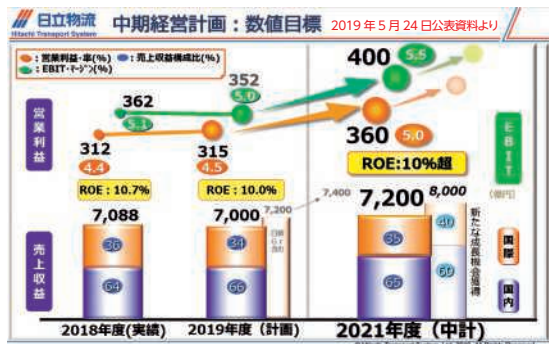
※1.Value Change & Creation 2021年度の略称。全社ボトムアップ施策を通じた、わたくしごと化の推進

⑥環境・社会・ガバナンスと企業倫理

- (a) 企業価値の向上・持続的な成長を実現するためのリスクマネジメントの遂行
- (b) SDGsへの取り組み (注力分野)
 - 「次世代の産業やくらしの追求」「労働安全と生産性の向上」
 - 「高い品質とレジリエンスの強化」「事業プロセスにおける脱炭素の実現」(環境中長期目標)
- (c) 「基本と正道」の徹底 (コンプライアンス・ガバナンス強化)
- (d) 「物流品質」「情報セキュリティ」「AEO・輸出管理」「グリーンロジスティクス」等の強化推進
- (e) 「安全第一 (Safety First)」をスローガンとした、予防保全への取り組み推進

(ご参考)

中期経営計画「LOGISTEED 2021」 進捗 (抜粋)



2021 年度計画値

売上収益	6,900億円
調整後営業利益	375億円
EBIT	372億円
ROE	12.7%

【当社認識】

IFRS第16号「リース」適用影響を加味した、

「中期経営計画での数値目標 (適用後)」

- ✓調整後営業利益 : 385億円
- ✓EBIT : 425億円

2022年度にキャッチアップ

【次期中期経営計画に向けて】

アジア圏3PLリーディングカンパニーへ

- ✓日本での確固たるポジション構築とアジアの地域リーダーへの進化
- ✓盤石な経営基盤の確立と増強 (資金調達力・エコシステム拡大)
- ✓Society5.0を支える次世代ロジスティクス

- トップライン拡大
- 収益性向上
- 効率向上 (資産 / 資本)

- 事業領域拡大 (サービス・地域・販路等)
- リソースマネジメント (アセット・人材等)
- キャッシュ創出 (資産流動化等)

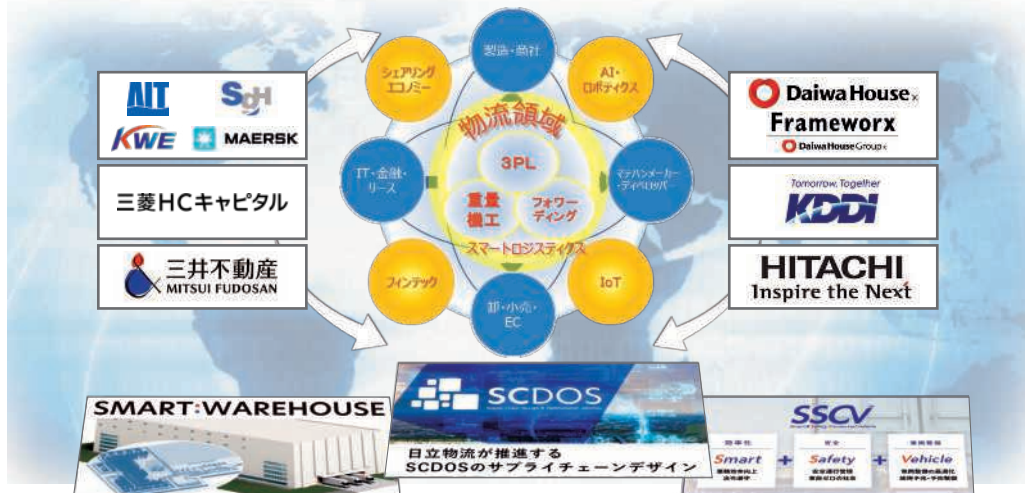
- ◆協創戦略・パートナー (同業 / DX)
- 不動産 / ディベロッパー
- PE ファンド他

「LOGISTEED 2021」のゴールに向けて

地域・事業の領域を超えたエコシステム (経済圏) の形成・拡大

✓ 戦略投資

- ・DX分野 (SWH※1・SSCV※2・SCDOS※3 他)
- ・海外事業 (北米:トラック事業、インド:3PL事業)
- ・環境投資 (環境中長期目標)
- ・重量機工事業・フォワーディング事業



自己株式・キャッシュの機動的活用

- ✓キャッシュ優先
- ✓自己株式消却 (随時)
- ✓アライアンス、M&Aへの活用

※1. SWH (スマートウェアハウス) : EC向けシェアリング自動倉庫 ※2. SSCV (Smart & Safety Connected Vehicle) : 安全運行管理ソリューション ※3. SCDOS (Supply Chain Design & Optimization Services) : サプライチェーン最適化サービス

海外事業（主要投資計画）

米国

自動車関連 XD センター（受注拡大）
（稼働時期：2021年7月）

オランダ

センター増強（受注拡大）
（稼働時期：2022年1月）

中国

自動化・省人化設備導入

総投資額：120億円超[※]（主要計画累計）✓ グローバル成長戦略の加速
（協創パートナーとの共同投資を含む）

インド

マルチ物流センター
（稼働時期：2022年7月）チェンナイ・ムンバイ
（以降、デリー・バンガロールでも稼働予定）

マレーシア

チルド倉庫（コールドチェーン）
（稼働時期：2023年4月）

インドネシア

センター増強（保税 + FWD）
（稼働時期：2023年4月）

※2021～2023年度の主要投資計画

環境・社会・ガバナンス

環境（E）

【事業プロセスにおける脱炭素の実現】

■モデル事業所の設置による効果測定、
評価方法の検討（ノウハウの蓄積）・電力計測装置を設置しデータを収集
・週・月毎、季節、繁閑を把握・分析■SCDOSによるCO₂排出量の見える化、
VC21活動による環境活動のわたくしごと化・SCDOSにCO₂排出量の見える化機能を
付加し、顧客・当社双方で脱炭素化を促進
・脱炭素の理解向上に向けたワークショップ
・脱炭素の見える化と共有仕組み作り■当社取り組みの適切な開示
（TCFD^{※4}賛同準備、統合報告書）

社会（S）

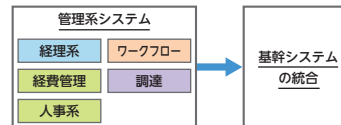
【ダイバーシティ&インクルージョン、
働き方改革の加速】■グループ全体での女性管理職比率の向上
（2023年度目標：女性管理職比率10%*）・計画的な登用（ジョブローテーション、教育サポート）
・経験者採用の強化（体制強化、Web面接活用）

【人的資本への投資推進】

■従業員エンゲージメントの観測・可視化、
DX人材の育成・確保・従業員サーベイの継続実施～組織運営の改善
・ダイレクトリクルーティング、DX人材処遇
制度の検討

ガバナンス（G）

【「基本と正道」の徹底】

■基幹システム刷新による業務効率と
ガバナンス強化（デジタル監査環境整備等）

■リスクオーナー、リスク対応実任責任者の選定

・マネジメント体制を構築し、各種リスク（成長、環境
変化、オペレーション、ハザード）を管理・最小化■取締役会での経営の本質に関する議論の深化
（サステナビリティ、DX等）

中期経営計画に関する詳細は、当社 Web サイトに掲載しております「経営計画」をご覧ください。

<https://www.hitachi-transportsystem.com/jp/ir/library/corporate/vision/>

※4. 気候関連財務情報開示タスクフォース

(3) 設備投資の状況

3PL事業を中心に競争力強化を図るため、物流センター機能・輸送能力の拡充等を目的として、土地・建物・物流設備・車両等に対する設備投資を実施しております。設備投資においては、戦略的投資方針に従って、実施しております。

当連結会計年度の設備投資の総額は681億円となり、その主なものは次のとおりです。

当連結会計年度中に取得・完成した主要設備

- ・MFLP八千代物流センター（千葉県 八千代市）
- ・ESR野田ディストリビューションセンター（千葉県 野田市）
- ・車両投資等（トルコ イスタンブール 他）

(4) 資金調達の状況

当面の事業遂行に必要な手元運転資金を確保したうえ、大口の資金需要等に際しては、必要に応じ資金調達を実施しております。

なお、当連結会計年度中には社債及び新株式の発行並びに多額の借入による資金調達は行っておりません。

(5) 重要な企業再編等の状況

2020年4月1日に、株式会社日立ライフ（現：㈱日立リアルエステートパートナーズ）の流通サービス事業を承継する新会社の全株式を取得し、社名を株式会社日立物流東日本流通サービスとしました。

(6) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	国際財務報告基準 (IFRS)			
	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度 (当連結会計年度)
売上収益	700,391	708,831	672,286	652,380
調整後営業利益	29,803	31,192	33,483	36,711
営業利益	29,266	30,353	34,356	41,050
親会社株主に帰属する当期利益	20,916	22,786	21,614	22,873
基本的1株当たり親会社株主に帰属する当期利益 (円)	187.50	204.27	193.76	240.02
総資産	564,903	612,535	879,144	787,936
親会社株主持分	204,328	222,346	232,861	155,158

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

当社は、子会社と緊密な連携のもと、総合的な物流サービス等を提供し、グループとして経営基盤の強化に努めています。

当社の連結子会社は81社で、主なものは次のとおりです。

(2021年3月31日現在)

会 社 名	所在地	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主な事業内容
日立物流ダイレックス(株)	北海道札幌市	100	100	貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業
(株)日立物流東日本	茨城県日立市	100	100	貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業
(株)日立物流首都圏	千葉県柏市	100	100	貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業
(株)日立物流関東	埼玉県さいたま市	100	100	貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業
(株)日立物流南関東	神奈川県横浜市	100	100	貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業
(株)日立物流中部	愛知県名古屋	100	100	貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業

会 社 名	所在地	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主な事業内容
(株)日立物流西日本	大阪府大阪市	200	100	貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業
(株)日立物流九州	福岡県糟屋郡	100	100	貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業
日立物流コラボネクスト(株)	東京都江東区	255	90	貨物利用運送事業、倉庫業
日立物流ファインネクスト(株)	東京都中央区	300	90	貨物利用運送事業、倉庫業
(株)バンテック	神奈川県横浜市	3,874	100	貨物自動車運送事業、倉庫業
(株)日立物流バンテックフォワーディング	東京都中央区	1,000	100	港湾運送業、通関業、航空運送代理店業
日立物流ソフトウェア(株)	東京都江東区	210	75	情報システムの開発・設計
(株)日立オートサービス	東京都台東区	100	60	自動車整備・販売業、不動産等の賃貸
パレネット(株)	神奈川県横浜市	200	80	荷役用資材・器材の開発、製造、販売及び賃貸業
(株)日立物流東日本流通サービス	茨城県日立市	100	100	荷造及び梱包、木材売買及び木製品加工販売
VANTEC HITACHI TRANSPORT SYSTEM (USA), INC.	アメリカ・トーランス	千米ドル 3,500	100	国際複合一貫輸送業、国際航空貨物取扱業、通関業
J.P. Holding Company, Inc.	アメリカ・アンダーソン	千米ドル 56,252	88	貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業、倉庫業
James J. Boyle & Co.	アメリカ・モンレーパーク	千米ドル 3,359	100	フォワーディング事業
日立物流(ヨーロッパ)	オランダ・ワデンブルク	千ユーロ 9,441	100	国際複合一貫輸送業、国際航空貨物取扱業、通関業
ESA s . r . o .	チェコ・クラドノ	百万チェココ 293	100	貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業
Mars Logistics Group Inc.	トルコ・イスタンブール	千トルコリラ 1,500	90	陸上輸送事業、フォワーディング事業
日立物流萬特可(香港)有限公司	中国・香港	千香港ドル 122,900	100	国際複合一貫輸送業、国際航空貨物取扱業、通関業
日立物流(中国)有限公司	中国・上海市	千米ドル 7,500	100	国際複合一貫輸送業、国際航空貨物取扱業、通関業
日立物流(アジア)	シンガポール	千シンガポールドル 94,100	100	国際複合一貫輸送業、国際航空貨物取扱業、通関業
Flyjac Logistics Pvt. Ltd.	インド・チェンナイ	百万インドルピー 600	100	国際複合一貫輸送業、国際航空貨物取扱業、通関業

- (注) 1. 議決権比率は間接保有を含んでおります。
2. 当事業年度末現在において、特定完全子会社はございません。
3. 2020年4月1日に、(株)日立ライフ(現：(株)日立リアルエステートパートナーズ)の流通サービス事業を承継する新会社の全株式を取得し、社名を(株)日立物流東日本流通サービスとしました。

(8) 主な事業内容（2021年3月31日現在）

事業	事業内容
国内物流	■ 3PL事業〔国内〕 （物流システム構築、情報管理、在庫管理、受発注管理、流通加工、物流センター運営、工場構内物流作業、輸配送など物流業務の包括的受託） ■ 一般貨物・重量品・美術品などの輸送・搬入・据付作業 ■ 工場・事務所などの大型移転作業 ■ 倉庫業、トランクルームサービス ■ 産業廃棄物の収集・運搬業
国際物流	■ 3PL事業〔国際〕 （通関手続、陸上・海上・航空の輸送手段を利用した国際一貫輸送など物流業務の包括的受託） ■ 海外現地物流業務 ■ 航空運送代理店業
その他	■ 物流コンサルティング業 ■ 情報システムの開発・設計業務 ■ 情報処理の受託業務 ■ コンピューターの販売業務 ■ 自動車の整備・販売・賃貸業務 ■ 不動産賃貸業 ■ 自動車教習事業 等

(9) 主な事業所（2021年3月31日現在）**①当社の主な事業所**

本社		東京都中央区
営業統括本部	営業開発本部	東京都中央区
	重量機工本部	東京都中央区
	ロジスティクスソリューション開発本部	東京都中央区
	IT戦略本部	東京都江東区
	輸送事業強化プロジェクト※	東京都中央区
東日本統括本部	東日本営業本部	東京都中央区
	首都圏営業本部	東京都中央区
西日本統括本部	中部営業本部	愛知県名古屋市
	西日本営業本部	大阪府大阪市

※2020年10月に輸送事業の強化・効率化と輸送デジタルプラットフォームの事業化を目的に発足した組織です。

②子会社の主な事業所

主要な子会社及びその所在地は、「(7)重要な親会社及び子会社の状況 ②重要な子会社の状況」に記載のとおりです。

(10) 従業員の状況（2021年3月31日現在）

	従業員数	前期末比増減
連結従業員	22,682名	1,155名減

(注) アルバイト・パート・シニア社員を含む人員数は、36,575名（前期末比931名減）です。

(11) 主な借入先の状況（2021年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行（シンジケートローン）	474億円
株式会社三菱UFJ銀行（シンジケートローン）	426億円

2. 会社の株式に関する事項

(2021年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 292,000,000株

(2) 発行済株式の総数 111,776,714株(自己株式を含む。)

(資本金 16,802,892,578円)
(単元株式数 100株)

(3) 上位10位の株主

株主名	持株数	所有比率
株式会社日立製作所	33,471千株	39.91%
SGホールディングス株式会社	12,810	15.27
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,756	4.48
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー510312	2,334	2.78
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー510311	2,075	2.47
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,795	2.14
日立物流社員持株会	1,318	1.57
全国共済農業協同組合連合会	1,122	1.34
福山通運株式会社	1,038	1.24
ゴールドマン サックス インターナショナル	798	0.95

- (注) 1. 当社は、自己株式(27,903,145株)を保有しておりますが、本表には記載しておりません。
2. 所有比率は、自己株式(27,903,145株)を除いて計算しております。
3. ㈱日本カストディ銀行(信託口)の所有数には当社執行役に対する業績連動型株式報酬制度として信託が保有する当社株式185,600株が含まれています。

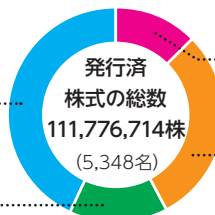
(4) 株主構成

その他法人 47,893,184株(160名)

42.85%

外国人 16,399,759株(260名)

14.67%



金融機関・証券会社 14,069,301株(74名) **12.59%**

個人・その他 33,414,470株(4,854名) **29.89%**

- (注) 1. ()は株主数
2. 個人・その他に自己株式(27,903,145株)を含む。

(5) その他株式に関する重要な事項

2020年9月24日の当社取締役会において、会社法第459条第1項の規定及び当社定款の定めに基づき、自己株式取得を決議し、2020年9月25日株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により27,675,000株を取得しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び執行役の状況（2021年3月31日現在）

①取締役

役 位	氏 名	担当（委員会）	主な職業及び重要な兼職の状況
取 締 役	青 木 美 保	監 査 委 員	昭和女子大学 准教授 東芝テック(株) 社外取締役
取 締 役	泉 本 小夜子	報 酬 委 員 長 監 査 委 員	公認会計士 フロイント産業(株) 社外監査役 第一三共(株) 社外監査役
取 締 役	浦 野 光 人	指 名 委 員 長	HOYA (株) 社外取締役 (株)りそなホールディングス 社外取締役
取 締 役	西 島 剛 志	指 名 委 員 報 酬 委 員	横河電機(株) 代表取締役会長
取 締 役	總 山 哲	指 名 委 員	弁護士
取 締 役	丸 田 宏	監 査 委 員 長	—
取 締 役	渡 邊 肇	監 査 委 員	弁護士 明治ホールディングス(株) 社外監査役
取 締 役	神宮司 孝	—	(株)エーアイテイナー 取締役
取 締 役	中 谷 康 夫	指 名 委 員 報 酬 委 員	—

- (注) 1. 取締役泉本小夜子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
2. 取締役西島剛志氏は、2021年4月1日付で横河電機(株) 取締役会長に就任しております。
3. 取締役青木美保、泉本小夜子、浦野光人、西島剛志、總山哲、丸田宏、渡邊肇の7氏は、社外取締役であります。
4. 取締役丸田宏氏は、他の会社でCFOや財務統括本部長等を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
5. 当社は、取締役青木美保、泉本小夜子、浦野光人、西島剛志、總山哲、渡邊肇の6氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 監査委員会は、監査委員会の監査の実効性を確保するために、常勤監査委員1名を選定しております。

②責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第22条の規定に基づき、非業務執行取締役青木美保、泉本小夜子、浦野光人、西島剛志、總山哲、丸田宏、渡邊肇の7氏との間で、会社法第423条第1項に定める株式会社に生じた損害を賠償する責任を限定する契約を締結しております。その内容の概要は、これら取締役の責任を、会社法第425条第1項各号に掲げる額の合計額を限度とするものです。

③執行役

役 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表執行役 執行役社長	*中 谷 康 夫	統括
代表執行役 執行役副社長	*神宮司 孝	事業全般、人事総務、AEO・輸出管理 (株)エーアイティー取締役
執行役副社長	津 田 義 孝	ＩＴ、ロジスティクスソリューション
執行役専務	飯 田 邦 夫	安全品質管理
執行役専務	佐 藤 清 輝	経営戦略、協創
執行役専務	畠 山 和 久	国内事業、(株)日立物流南関東代表取締役社長
執行役専務	林 伸 和	財務(CFO)、プロジェクトマネジメント、 デジタルトランスフォーメーション担当
執行役常務	安 部 賢 司	マーケティング・営業
執行役常務	坂 口 和 久	国内事業
執行役常務	長 尾 清 志	マーケティング・営業、ロジスティクスソリューション
執行役常務	萩 原 靖	人事総務、監査、働き方改革担当
執 行 役	黒 梅 裕 一	重量機工、(株)日立物流バンテックフォワーディング代表取締役社長
執 行 役	高 木 宏 明	海外事業、日立物流(中国)有限公司社長
執 行 役	西 川 和 宏	国内事業、経営戦略
執 行 役	平 野 利一郎	海外事業、日立物流(ヨーロッパ)社長
執 行 役	本 田 仁 志	財務
執 行 役	三 村 哲 史	国内事業
執 行 役	米 倉 俊 輔	ＩＴ、情報セキュリティ、 日立物流ソフトウェア(株)代表取締役社長

- (注) 1. *印を付した執行役は、取締役を兼務しております。
2. 役位毎に五十音順で記載しております。

なお、2021年4月1日をもって、執行役の変更を行いました。新たな執行体制は次のとおりです。

〈新執行体制〉

(2021年4月1日現在)

役 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表執行役 執行役社長	*中 谷 康 夫	統括
代表執行役 執行役副社長	*神宮司 孝	海外事業、経営戦略、人事総務、AEO・輸出管理 (株)エーアイティー取締役
執行役副社長	津 田 義 孝	I T、ロジスティクスソリューション
執行役専務	佐 藤 清 輝	経営戦略、協創
執行役専務	畠 山 和 久	安全品質管理
執行役専務	林 伸 和	財務 (CFO)、プロジェクトマネジメント、 デジタルトランスフォーメーション担当
執行役専務	渡 邊 亨	国内事業
執行役常務	安 部 賢 司	マーケティング・営業
執行役常務	坂 口 和 久	国内事業、(株)日立物流西日本代表取締役社長
執行役常務	高 木 宏 明	海外事業、日立物流(中国)有限公司社長
執行役常務	長 尾 清 志	マーケティング・営業、ロジスティクスソリューション
執行役常務	萩 原 靖	人事総務、監査、働き方改革担当
執 行 役	黒 梅 裕 一	協創、重量機工、(株)日立物流バンテックフォワードینگ代表取締役社長
執 行 役	西 川 和 宏	国内事業、経営戦略
執 行 役	平 野 利一郎	海外事業、日立物流(ヨーロッパ)社長
執 行 役	本 田 仁 志	財務
執 行 役	本 田 隆 一	海外事業、日立物流(アジア)取締役社長、日立物流(タイ)取締役会長、 Eternity Grand Logistics Public Co.,Ltd.取締役会長
執 行 役	三 村 哲 史	国内事業、(株)日立物流南関東代表取締役社長
執 行 役	米 倉 俊 輔	I T、情報セキュリティ、 日立物流ソフトウェア(株)代表取締役社長

- (注) 1. 執行役専務 飯田邦夫は、2021年3月31日をもって任期満了により退任しました。
2. 執行役専務 渡邊 亨、執行役 本田 隆一の2氏は、2021年3月31日の当社取締役会決議において新たに選任され、2021年4月1日に就任しました。
3. *印を付した執行役は、取締役を兼務しております。
4. 役位毎に五十音順で記載しております。

(2) 報酬委員会による取締役及び執行役の報酬等の額の決定に関する方針

①方針の決定の方法

当社は、指名委員会等設置会社に関する会社法の規定により、報酬委員会が取締役及び執行役の個人別の報酬の額の決定に関する方針を定めています。

②役員報酬制度の基本方針

- ・経営理念「日立物流グループは 広く未来をみつめ 人と自然を大切にし 良質なサービスを通じて 豊かな社会づくりに貢献します」を常に心がけ、当社の社会的位置づけに対する評価を反映できるものであること
- ・ビジネスコンセプト「LOGISTEED」のもと、スマートロジスティクス、協創戦略を基軸とした「新たな価値」の創出と「非連続な成長」の実現に向けた積極的なチャレンジに対する評価を反映できるものであること
- ・当社の持続的発展と長期的な企業価値向上に貢献できる優秀な経営者人財に対して、適切に報奨することのできるものであること
- ・業績目標の達成を動機づけるとともに、その達成の潜在的リスクを反映させ、当社の持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するものであること
- ・企業価値の向上や全社戦略の目標達成に向けて、経営陣が一丸となって邁進することを後押しできるものであること

③業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬の支給割合の決定に関する方針

当社は、役員報酬制度の基本方針に則り、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬の支給割合を決定しております。決定に際しては、外部の報酬コンサルタントが運営する「経営者報酬データベース」に基づき、当社の事業規模に類似する企業を同輩企業として報酬ベンチマークを毎年行い、報酬水準の妥当性を検証のうえ、当社役員に求められる能力及び責任等に見合った役職毎の報酬等の水準を設定しております。

④取締役報酬等

取締役の報酬等は、金銭の固定報酬である基本報酬のみで構成されております。基本報酬は常勤・非常勤の別、役職を反映し、報酬委員会での審議により決定し、毎月一定の時期に支給します。なお、執行役を兼務する取締役には、取締役としての報酬等は支給しません。

⑤執行役報酬等

執行役の報酬等は、基本報酬及び業績連動報酬(年次賞与及び株式報酬)で構成されており、役位に応じた基準額に査定を反映して決定し、基本報酬は毎月一定の時期に、年次賞与は毎年一度一定の時期、株式報酬は三事業年度の評価期間終了後一定の時期にそれぞれ支給します。役員報酬の種類別報酬割合については、役位上位者の業績連動報酬の割合を高めることで経営責任の重さを役位ごとの報酬構成割合に反映しております。

＜報酬構成・支給形式の全体像＞

報酬構成	基本報酬		業績連動報酬				
			年次賞与			株式報酬	
			連結業績	部門ミッション	個人ミッション	相対TSR	ROE
支給形式	金銭					株式＋金銭	

＜各報酬構成要素の割合＞

	基本報酬	業績連動報酬		基本報酬：業績連動報酬
		年次賞与	株式報酬	
社長	100	50	50	100：100
副社長	100	40～41	40～41	100：80～82
専務・常務	100	30	30	100：60
執行役	100	34～38	14～16	100：48～54

業績連動報酬の割合は、業績目標を達成した場合の標準額を用いて算出した値。

- ・基本報酬
原則として役位毎の役割と職責を考慮した役位別金額とします。
- ・年次賞与
年次賞与は、単年度の連結業績・部門ミッション・個人ミッションの目標達成度合いに連動します。評価指標及び選定理由は以下のとおりです。業績評価にあたっては、期初に報酬委員会における妥当性の審議・検証を経て決定した目標に対する達成度に応じて算出される支給率に基づき、期末後の報酬委員会において支給額の算定及び評価を行い、決定します。

＜年次賞与の構成、評価指標＞

構成	対象	評価指標	選定理由
連結業績	全執行役	単年度の売上収益	企業規模を表す財務指標であること
		単年度の調整後営業利益(*1)	企業活動の本業の成果を表す財務指標であること
部門ミッション	プロフィット部門を 管掌とする執行役	管掌部門の単年度の売上収益	
		管掌部門の単年度の調整後営業利益(*1)	
個人ミッション	全執行役	財務業績に表れない指標等	当社の社会的位置づけの向上等、 財務業績に表れない経営努力を評価するもの

(*1)「調整後営業利益＝売上収益－売上原価－販売費及び一般管理費」により算出

・株式報酬

株式報酬は、執行役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、執行役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としています。

連続する3事業年度を評価期間とし、役員毎に定められる基準額を信託内の評価期間開始前の当社株価（3月の各日終値の平均）で除して算定される基準ポイント（1ポイント＝1株）として付与し、評価期間終了後に業績評価を反映した株式交付率を基準ポイントに乗じた当社の普通株式（以下「会社株式」という。）を交付します。

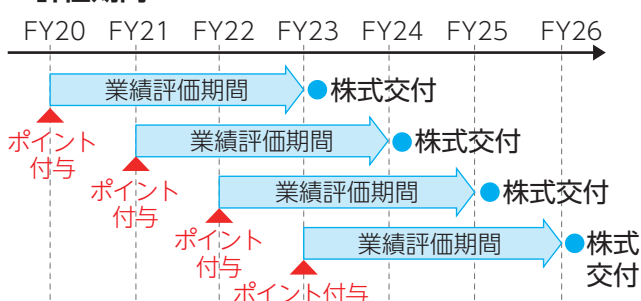
業績評価指標は、当社TSRの対TOPIX成長率及び連結ROE（親会社株主帰属持分当期利益率）を用いております。

業績評価にあたっては、評価期間の期初に報酬委員会において定められた各指標のインセンティブカーブに基づき、評価期間の3事業年度が経過したのち、達成した実績に応じて算出される株式交付率を基に、報酬委員会において評価を行い、決定します。

なお、会社株式交付にあたり、交付する会社株式のうち約50％は、納税資金確保のために株式市場において売却の上、その売却代金を給付します。

また、執行役のうち国内非居住者に対しては、会社株式に代わり、金銭が交付されます。

<評価期間>



	相対TSR	連結ROE
選定理由	当社の企業価値創造の巧拙に対する直接的な評価が表れる指標であること	当社中期経営計画(LOGISTEED 2021)においても2021年度10%超の目標を掲げる、経営戦略上の重要な指標のひとつであること
交付率	【インセンティブカーブのイメージ】 当社TSRの対TOPIX成長率(%)=当社TSR(%)*2÷TOPIX成長率(%)*3 (1%未満の端数が生じる場合、小数第1位を四捨五入) 当社TSRの対TOPIX成長率は120%を業績目標とし、達成時には株式報酬の標準額が支給される株式交付率100%となる。また、当社TSRの対TOPIX成長率が180%以上のときには株式交付率は上限の150%となり、50%未満のときには株式交付率は0%となる。 *2 当社TSR(%)=(B+C)÷A (1%未満の端数が生じる場合、小数第1位を四捨五入) A：2020年5月各日の東京証券取引所における会社株式の終値平均値(1円未満切り捨て) B：2023年5月各日の東京証券取引所における会社株式の終値平均値(1円未満切り捨て) C：2020年度の期首から2022年度の期末までの間における会社株式1株当たりの配当金の総額値 *3 TOPIX成長率(%)=E÷D (1%未満の端数が生じる場合、小数第1位を四捨五入) D：2020年5月各日の東京証券取引所におけるTOPIXの終値平均値(1円未満切り捨て) E：2023年5月各日の東京証券取引所におけるTOPIXの終値平均値(1円未満切り捨て) なお、算定に用いるTOPIXは、評価期間の期初と期末における整合性を確保するため、2022年に予定されている市場区分の見直し前の基準を適用する。	【インセンティブカーブのイメージ】 連結ROE(3年間の平均値)は12%を業績目標とし、達成時には株式報酬の標準額が支給される株式交付率100%となる。また、連結ROE(3年間の平均値)が12%を上回るときには株式交付率は上限の150%となり、8%以下のときには株式交付率は0%となる。

(3) 当該事業年度に係る取締役及び執行役の報酬等について

①当該事業年度に係る支給実績の妥当性・相当性

2020年度に係る取締役・執行役の報酬等は、役員報酬制度の基本方針に則り報酬水準・報酬構成を設定し、2020年度の会社業績及び各執行役の貢献等を考慮して業績連動報酬の支給額を決定しました。また、決定に際しては、独立社外取締役を中心に構成する報酬委員会の審議を経て決定しております。なお、当該事業年度に係る報酬額の決定過程における報酬委員会の活動状況は下記のとおりです。

2019年12月25日 取締役の2020年度役員報酬等の額の決定方針に関する件
2020年3月26日 執行役の2020年度役員報酬等の額の決定方針に関する件
執行役が受ける個人別の報酬の内容（2020年度月俸）の決定の件
2020年5月22日 取締役の2020年度役員報酬等の額の決定方針に関する件
2020年6月23日 取締役の2020年度役員報酬等の額の決定方針に関する件
取締役が受ける個人別の報酬の内容（2020年度月俸）の決定の件
執行役が受ける個人別の報酬の内容（2020年度株式報酬）の決定の件
2021年5月20日 執行役が受ける個人別の報酬の内容（2020年度業績連動報酬）の決定の件
かかる審議等を経て、当社報酬委員会及び取締役会は、2020年度に係る執行役の個人別の報酬等は、報酬等の決定方針に沿ったものであり、妥当であるものと判断しております。

②取締役及び執行役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の 員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	103 (103)	103 (103)	－ (－)	－ (－)	9 (9)
執行役	674	462	181	31	18
合 計	777	565	181	31	27

(注) 1.取締役の人数には、執行役を兼務する取締役2名を含みません。
2.非金銭報酬等は執行役に対する業績連動型株式報酬制度の当事業年度に費用計上した金額を記載しています。

③当該事業年度の業績連動報酬にかかる指標(KPI)の目標及び実績

2020年度の業績連動報酬は、年次賞与及び株式報酬で構成されておりますが、株式報酬は2020年度～2022年度の業績を評価する為、2020年度においては年次賞与のみの支給となります。

年次賞与の連結業績指標である売上収益及び調整後営業利益の2020年度目標値に対する達成度を基に、部門ミッション、個人ミッションの達成度合いを総合的に勘案したうえ、報酬委員会でも年次賞与の個別支給額を審議し決定しました。なお、売上収益及び調整後営業利益の2020年度の目標及び実績は以下のとおりです。

目標(当初計画)	売上収益：6,510億円(前期比3%減)
	調整後営業利益：315億円(前期比6%減)
実績	売上収益：6,523億80百万円(前期比3%減)
	調整後営業利益：367億11百万円(前期比10%増)

(4) 社外役員に関する事項

- ①他の法人等の業務執行取締役等及び社外役員等との重要な兼職に関する事項
記載すべき関係はありません。
- ②当社又は当社の特定関係事業者の業務執行取締役等との親族関係
社外取締役7名はいずれも、当社又は当社特定関係事業者の業務執行取締役等重要な地位にある者と三親等以内の親族関係にありません。
- ③当事業年度における主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況 と 役 割
青 木 美 保	2020年6月23日開催の当社定時株主総会で新たに選任され、就任しております。就任後に開催された取締役会11回、監査委員会12回のすべてに出席しました。企業経営における豊富な経験、大学准教授としての見識を踏まえ、グローバル経営やダイバーシティの観点から経営戦略や事業運営等について、適切な助言、提言等の発言を行っています。監査委員会においては積極的に発言を行い委員としての役割を果たしています。
泉 本 小夜子	当事業年度に開催された取締役会13回、監査委員会17回、報酬委員会6回※1のすべてに出席しました。会計に関する深い知見から、計算書類等の適正性について、適切な助言、提言等の発言を行っています。報酬委員会においては委員長として当社の取締役・執行役の報酬制度等に関する議事を主導し、監査委員会においては積極的に発言を行いその役割を果たしています。
浦 野 光 人	当事業年度に開催された取締役会13回、指名委員会6回、報酬委員会2回※2のすべてに出席しました。企業経営における豊富な経験を踏まえ、経営戦略や事業運営等について、適切な助言、提言等の発言を行っているほか、取締役会議長として議論の質の向上に努めています。指名委員会及び報酬委員会においては委員長として、それぞれ、当社の役員選解任等、取締役・執行役の報酬制度等に関する議事を主導するなど、その役割を果たしています。
西 島 剛 志	2020年6月23日開催の当社定時株主総会で新たに選任され、就任しております。就任後に開催された取締役会11回、指名委員会4回、報酬委員会4回のすべてに出席しました。企業経営における豊富な経験を踏まえ、DX戦略をはじめとする経営戦略や事業運営等について、適切な助言、提言等の発言を行っています。指名委員会及び報酬委員会においては積極的に発言を行い委員としての役割を果たしています。
總 山 哲	当事業年度に開催された取締役会13回、監査委員会5回※2、指名委員会6回のすべてに出席しました。法律・コンプライアンスに関する深い知見から、コンプライアンス経営の推進について、適切な助言、提言等の発言を行っています。監査委員会及び指名委員会においては積極的に発言を行い委員としての役割を果たしています。
丸 田 宏	当事業年度に開催された取締役会13回、監査委員会17回のすべてに出席しました。財務・会計における豊富な経験及び見識をもとに、財務、コンプライアンス等について、適切な助言、提言等の発言を行っています。常勤監査委員として社内重要会議に出席し、監査委員会においては委員長として当社のガバナンス強化等に関する議事を主導したほか、その役割を果たしています。
渡 邊 肇	2020年6月23日開催の当社定時株主総会で新たに選任され、就任しております。就任後に開催された取締役会11回、監査委員会12回のすべてに出席しました。法律・コンプライアンスに関する深い知見から、知財管理等について、適切な助言、提言等の発言を行っています。監査委員会においては積極的に発言を行い委員としての役割を果たしています。

※1. 2020年4月1日から2020年6月23日の当社定時株主総会までに行われた報酬委員会には報酬委員として2回、それ以降行われた4回には報酬委員長として出席しています。

※2. 2020年4月1日から2020年6月23日の当社定時株主総会までに行われた各委員会のすべての回数です。2020年6月23日をもって浦野取締役は報酬委員長と報酬委員を、總山取締役は監査委員を退任しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	201百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	242百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、また、実質的にも区分できないため、報酬等の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査委員会は、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積の算出根拠等の妥当性や適切性を確認し、監査時間及び報酬額等を精査した結果、報酬額等は相当、妥当であることを確認しており、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 対価を支払っている非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、合意された手続業務を委託し対価を支払っております。

(4) 子会社の監査の状況

当社の重要な子会社（「1. 企業集団の現況に関する事項 (7) 重要な親会社及び子会社の状況 ②重要な子会社の状況」に記載しています。）のうち、海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）による監査（会社法又は金融商品取引法〔これらの法律に相当する外国法令を含む〕の規定によるものに限る）を受けております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められ、速やかに解任する必要があると判断した場合、監査委員の全員の同意によって会計監査人を解任します。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるなど、会計監査人を変更すべきと判断される場合には、監査委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

6. 会社の体制及び方針

(1) コーポレート・ガバナンス体制

①基本的な考え方

当社グループでは、経営の透明性と効率性を高め、また、コンプライアンス経営の遂行と正しい企業倫理に基づいた事業展開で、企業価値向上と持続的発展を図ることを、コーポレート・ガバナンスの基本と考えております。当社では、この基本方針に基づき、健全でかつ透明性が高く、事業環境の変化に俊敏に対応できるコーポレート・ガバナンス体制の確立をめざし、経営監督機能と業務執行機能を分離する指名委員会等設置会社形態を採用しております。

当社では、指名委員会等設置会社形態を採用することにより、執行役が、取締役会から大幅な権限移譲を受け、事業再編や戦略投資などの迅速な意思決定を図っております。

業務執行をより適切に進めるために全執行役を構成員とする執行役会を組織し、当社及びグループ全体に影響を及ぼす業務執行に関する重要事項について検討を行い、また、決裁基準を定めて執行役の責任・権限を明確化しております。

経営監督機能である取締役会では、外部の客観的な意見を積極的に取り入れるべく社外取締役を招聘し、また、指名・監査・報酬の3つの委員会を設置し、権限の分散を図り、経営の透明性向上と監督機能の強化に努めております。

なお、当社ではコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方などを示した「コーポレート・ガバナンス ガイドライン」を制定し、当社Webサイトに掲載しております。

②内部統制システムの整備の状況

当社は、法律の定めに基づき、取締役及び執行役の職務執行を監査する権限を持つ監査委員会を設置し、併せて、取締役会において、内部統制にかかる体制全般を整備しております。

また、当社グループは、財務情報に関する内部統制整備を行い、金融商品取引法に定める財務報告に係る内部統制報告制度の遵守により、財務報告の信頼性の確保に努めております。

コンプライアンスに関する取り組みでは、経営幹部への取り組み内容の報告会、基本方針・規則(日立物流グループ行動規範を含む)の制定、内部通報制度、コンプライアンス監査制度などを整備しております。さらに、コンプライアンス教育を計画的に行うなど、積極的に啓発活動に取り組み、法令及び社内規則の遵守、企業倫理の徹底を図りグループ内従業員の意識向上に努めております。

大規模自然災害に対する取り組みでは、国内全拠点での水・食料品・衛生用品等の備蓄品常備、停電時における電源確保強化推進、災害訓練の実施、防災セミナーの開催等を継続実施しております。新型コロナウイルス感染症に対する取り組みでは、職場での感染予防策等を徹底したことにより、事業停止に至る事例はございませんでした。今後もお客様・協力会社・従業員等の協力のもと、感染予防策の徹底に努めてまいります。

今後とも、可能な限り事業を中断させず、万一、中断した場合はいち早く事業を復旧・継続することにより、ステークホルダーの期待と信頼に応えてまいります。

情報セキュリティや個人情報保護に関する取り組みでは、個人情報保護及び情報セキュリティ行動指針のもと、物流業務の受託に際し入手した顧客情報や個人情報など、管理すべき情報資産の取り扱いについて社内規則を定め、内部監査や社内研修等を通じて管理の徹底を図ると同時に、ISO27001（※1）及びプライバシーマーク（※2）の第三者認証の取得や、GDPR（※3）をはじめとするグローバル対応等、情報セキュリティや個人情報保護の基盤の強化に努めております。

※1. ISO27001：情報システムの安全管理体制が一定の基準に達していることを評価、認定する国際標準規格。

※2. プライバシーマーク：一般財団法人日本情報経済社会推進協会が、個人情報を適切に取り扱う事業者を、JIS規格に基づき一定の基準で評価し認定する制度。

※3. GDPR(General Data Protection Regulation)：EU一般データ保護規則。欧州経済領域の個人データ保護を目的とした管理規則。個人データの移転と処理について法的要件が定められている。

③反社会的勢力排除に向けた整備の状況

当社グループでは従業員が取るべき行動を示した行動規範を制定して全グループ従業員へ反社会的勢力との断絶を徹底しています。また、「反社会的取引の防止に関する規則」の制定、反社会的取引防止委員会の設置、および新規取引先が反社会的勢力ではないことの審査の徹底等により、反社会的取引の禁止並びにその防止のための管理体制を整備しています。

(2) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

①業務の適正を確保するための体制について決議内容の概要

当社は、指名委員会等設置会社として業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備しており、その内容の概要は以下のとおりです。

- (a) 監査委員会を含む各種委員会及び取締役会の職務を補助する専任の組織として取締役室を設け、執行役の指揮命令に服さない従業員を置きます。
- (b) 監査委員の職務の執行について生ずる費用の支払いその他の事務は取締役室が担当し、社内規則に則り、職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに処理します。
- (c) 取締役室に所属する従業員の執行役からの独立性を確保するため、監査委員会は取締役室の人事異動につき事前に報告を受けるものとします。
- (d) 監査委員会の監査の実効性を確保するため、監査委員会に常勤監査委員を置くとともに、監査室の監査計画と調整の上、活動計画を作成します。
- (e) 当社の執行役及び従業員並びに子会社の取締役、監査役及び従業員は、会社に影響を及ぼす重要事項、内部監査の結果及び内部通報制度の通報状況を遅滞なく監査委員に報告します。又、常勤監査委員は、原則として重要な会議に出席し、必要な場合には、付議、報告された案件について、遅滞なく他の監査委員に報告します。なお、上記の内部通報制度による通報者については、通報したことを理由として不利益な取扱いをしない旨会社規則に定め、その運用を徹底します。

- (f) 企業の社会的責任の重視等の基本方針を各グループ会社と共有します。
- (g) 子会社の規模に応じて、当社に準じた体制を整備するとともに、必要に応じて、法令等に対する日立物流グループとしての対応方針を定めます。
- (h) 執行役の職務の執行に係る情報については、社内規則に則り、作成保存します。
- (i) 各種のリスクに対し、それぞれの対応部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う体制をとります。又、業務執行状況の報告等を通じて新たなリスクの発生可能性の把握に努め、対応が必要な場合、速やかに対応責任者となる執行役を定めます。
- (j) 執行役並びに子会社の取締役の職務遂行の効率性を確保するために、次に記載する経営管理システムを用います。
 1. 当社又は日立物流グループに影響を及ぼす重要事項について、多面的な検討を経て慎重に決定するため、執行役会を組織し、審議します。
 2. 日立物流グループの経営方針に基づき、計画的かつ効率的に事業を運営するため、連結事業体で中期経営計画及び年度予算を策定し、これらに基づいた業績管理を行います。子会社は当該制度を通じて業績を報告します。
 3. 当社及び子会社の業務運営状況を把握し、改善を図るため、監査室その他の担当部署による内部監査を定期的実施するとともに、当社からグループ会社に取り締役及び監査役を派遣します。
 4. 会計監査人の監査計画については監査委員会が事前に報告を受領し、会計監査人の報酬及び会計監査人に依頼する非監査業務については監査委員会の事前承認を要することとします。
 5. 財務報告の信頼性を確保するため、当社及びグループ会社において文書化された業務プロセスを実行し、社内外の監査担当者が検証します。
 6. グループ会社に共通する業務について、適正かつ効率的に行う体制を構築します。
- (k) 当社の執行役及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員の職務執行が法令及び定款に適合した体制を継続的に維持するため、次に記載する内容の経営管理システムを用います。
 1. 内部監査を実施し、又、横断的な管理を図るため輸出管理委員会等を設置します。更には、内部通報制度を設置するとともに、法令遵守教育を実施します。
 2. 各種会社規則を定め、内部統制システム全般の周知及び実効性の確保を図ります。

②業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

監査委員会を含む各種委員会及び取締役会の職務を補助する専任の組織として取締役室を設け、執行役の指揮命令に服さない専任の使用人を置いております。また、監査委員の職務の執行について生ずる費用の支払いその他の事務は、取締役室が担当して処理を行っています。加えて、取締役室の人事異動については事前に報告を受ける等、取締役室に所属する従業員の執行役からの独立性は確保されています。また、常勤監査委員は、「執行役会」等の重要な会議に出席し、社外取締役も

リモートで重要な会議に出席できる環境を整え、会社に影響を及ぼす重要事項、内部監査の結果及びコンプライアンス社内通報制度の通報状況を確認するとともに活動計画を作成して実行しています。

執行役及び当社使用人の職務執行について月1回開催される執行役会では、「執行役会規則」において付議基準を定め、審議しています。執行役会に関する記録は所定の方法により作成保存し、重要事項に関する決裁文書については永年保存します。さらに、「執行役決裁基準」を定め、執行役は決裁基準に従い、職務執行を行っています。法令及び定款に適合した体制を継続的に維持するため、内部監査を実施するとともに、内部通報制度も設けています。また、eラーニング、社内研修等を行い、コンプライアンスに関する教育を実施しています。

グループ会社の経営管理について、日立物流グループの業務の適正を確保するため、グループ会社に対して、各社の規模等に応じた体制の整備を行わせ、子会社への取締役及び監査役の派遣並びに子会社の各部署への定期的な監査等を行うとともに、「グループ会社運営基準」によって、子会社に係わる業務上の重要事項について、当社執行役会での審議の対象としています。また、「日立物流グループ行動規範」等の基本方針を定め、企業の社会的責任についてグループ会社と共有しています。

リスク管理体制について、コンプライアンス、情報セキュリティ、災害、品質、輸出管理、不良債権等にかかるリスクについては、それぞれの対応部署に、「贈収賄防止に関する規則」、「情報セキュリティ対策標準」、「品質保証管理規程」等の規則を制定、定期的に研修を実施、マニュアルの作成・配布等を行っています。また、新たなリスクの発生可能性を把握する為、事故・災害、情報セキュリティ等について、執行役会にて報告しています。

内部統制全般について、当社及びグループ会社の内部統制システムを整備・運用し、内部統制の目標を効果的に達成する為、定期的に監査しています。

会計監査人の監査計画について、監査委員会は会計監査人から事前に報告を受領しています。加えて、会計監査人の報酬及び会計監査人に依頼する非監査業務の内容について、監査委員会は事前に報告を受領し、適切性を判断した上で同意をしています。

(3) 会社の支配に関する基本方針

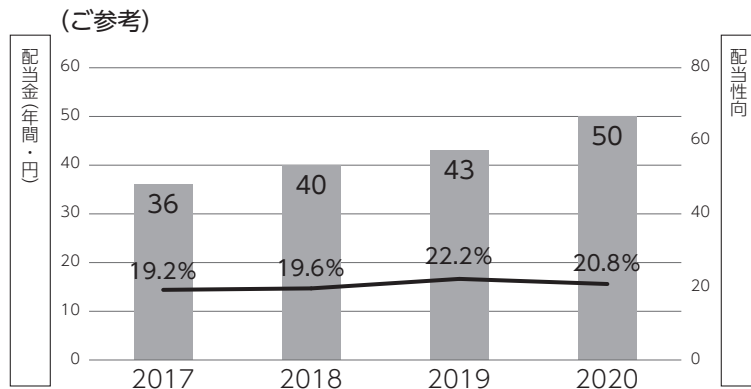
当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めておりませんが、株式の上場を通じて、事業運営・維持に必要な資金の調達に備えるとともに、株主、投資家及び株式市場より日々評価を受けることで、経営の透明性と効率性を高め、コンプライアンス経営の遂行と正しい企業倫理に基づいた事業展開を行うことが、企業価値向上と持続的発展に重要であると認識しております。

これらを踏まえ、ガバナンスの体制構築及び経営計画の策定・推進に取り組むことが、当社及び当社グループの企業価値の一層の向上及び広く株主全般に提供される価値の最大化に資するものと考えております。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

① 剰余金の配当

当社は、中長期的視野に基づく事業展開を考慮し、内部留保の充実により企業体質の強化を図りつつ、安定的な配当の継続に加え、業績に連動した利益還元に努めることを利益配分の基本方針としております。



② 自己株式の取得

将来の株主価値の最大化を目的とした事業再編を含む機動的な資本政策を実行可能とするため、必要に応じて自己株式の取得を実施することとしています。

(5) 取締役会全体の実効性の分析・評価・結果

当社は、当社「コーポレート・ガバナンス ガイドライン」第4条第7項（取締役会の評価）に規定のとおり、毎年、取締役会の実効性の評価を実施することとしております。2020年度の実効性の評価は、取締役全員に対し、アンケート(事前調査)を実施し、その結果を踏まえ、課題への対応と今後の取締役会の運営等について議論を行いました。なお、2019年度の実効性評価では評価の中立性と客観性を確保するため、自己評価に加えて初めて第三者評価機関であるボードルーム・レビュー・ジャパン株式会社による評価を行っており、今後は3年毎に外部機関の評価を実施する予定です。

2020年度の取締役会等の活動内容と評価は以下のとおりです。

1. 「取締役会の活動内容と評価」について

取締役会の構成は、独立社外取締役が9名中6名(内、2名が女性)であり、取締役会全体として会社経営経験者、公認会計士、企業会計・財務の経験者、学者、弁護士など高い専門性と見識を有する多様な構成となっています。また、2020年度より独立社外取締役が議長を務めております。議題については、取締役会で年間計画を決議し、議長が執行役会を傍聴した上で設定しています。議題内容の配分は、個別業務執行の決定に関する議案の割合を削減し、前回評価で深い議論が必要であると認識した経営の本質に関わる議題を追加したことで、経営戦略が全体の47%、企業統治が同24%、事業運営他が同29%と、適切に選定しています。2020年度に取締役会は13回開催し、原則として毎月開催の頻度は適切であり、年間計画も予め各取締役の意見などを反映した、バランスの良い内容になっています。

なお、前回評価を踏まえ、当事業年度より追加した主な議題および議論の内容は以下のとおりです。

- ①「デジタルガバナンス・コードの対応」の議題では、ITガバナンス・コードの制定を含めDX^{*1}戦略を確認し、KPIについては企業価値と結びつけて検証するよう執行側へ要望しました。
- ②「SDGsへの取組みとESG経営」の議題では全体的な取り組み概要について確認し、今後はVC21活動^{*2}による社員のさらなるモチベーション向上や、気候変動への対応強化を執行側へ要望しました。

※1 Digital Transformation

※2 Value Change & Creation 2021年度の略称。全社ボトムアップ施策を通じた、わたくしごと化の推進

また、重要な経営課題についてディスカッションを行うスモールミーティングを開催し、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、会社としての方向性を明確に示すための議論を行いました。

今後は、経営の本質に関わる議題（長期的な企業価値向上、DX、サステナビリティ、グループガバナンス、グローバルビジネス拡大等）の議論を深めるべく、専門家を交えた意見交換会やオフサイトミーティングの充実等に取り組んでまいります。

2. 「各委員会の活動内容と評価」について

各委員会の議長は社外取締役が務めており、2020年度に指名委員会は6回、監査委員会は17回、報酬委員会は6回開催しています。各委員会の活動内容と評価については以下のとおりです。

(1) 指名委員会

指名委員会では、次世代経営人財候補者や執行役候補者に関する議論のほか、指名委員会で策定した「執行役社長再任プロセス」に基づき執行役社長の再任に関する議論を行ない、現社長の2021年度の再任について異議がないことを確認しました。また、「取締役会の構成」については、スキルマトリクスを作成した上で、どのような分野の人財が必要かについて議論したほか、取締役のサクセッションプランでは、「社外取締役の選任プロセス」を明確化し、今後は取締役候補者リストを活用した候補者の絞り込みを行うこととしました。

今後は、「取締役会の構成」「CEO、取締役等のサクセッションプラン」等について指名委員会でさらなる深い議論を重ね、議論した内容について取締役会と情報共有を図り、指名委員会の充実に取り組んでまいります。

(2) 監査委員会

監査委員会では、当事業年度の監査方針である「守り」、「攻め」、「ESG関連リスク」に係わるガバナンスの有効性を検証するため取締役及び執行役の職務執行の適法性、妥当性、効率性の監査を行いました。

開示に関する重要な制度変更に関しては、当事業年度より適用されるKAM（監査上の主要な検討事項）については、2019年度より会計監査人と共に協議・検討してきましたが、投資家に必要な情報開示の適切性・整合性について相互に確認しました。

2020年度の往査は、新型コロナウイルス感染症拡大により海外グループ会社の往査が不可能になったため国内監査に注力し、東日本、西日本の国内事業を統括する本社統括2本部及び国内グループ会社9社に対し実施しました。統括本部による傘下会社へのガバナンス施策について双方より検証することにより有効性を確認しました。特に、昨今の急激な環境変化に伴う事業リスクの増大に鑑みた各事業体のERM（Enterprise Risk Management）の有効性の検証、当社のDX推進施策を含むビジネスコンセプト「LOGISTEED」のグループ会社への具体的展開の検証、中長期の企業価値向上のためのROIC経営の浸透度の検証を行い、経営課題を抽出し監査報告書を作成して提言を行い、改善施策を策定させました。

81社に上るグループ会社ガバナンスの要となる各社の取締役会が有効に機能していることの検証は、監査委員会往査で自ら確認すると共に、各社監査役からの監査活動の定例報告及び内部監査室の監査報告を活用し、個々に必要な是正措置の要望を執行側へ継続的に行っています。主要な子会社の監査役は専任化が促進され8人の専任監査役がガバナンスを担うことにより監査役の業務効率の改善と監査活動の質的充実が図られ、グループガバナンスの強化が進みました。

監査委員会から執行側への提言に対しては引き続き迅速に対応が図られているため、監査の実効性は確保されています。監査委員会、内部監査部門、会計監査人による三様監査連携は、三者の定例会議を中心に情報共有によるリスク特定と監査品質の向上に有効に機能し、三者の役割分

担に応じた監査の実効性と効率性は維持されています。今後は監査業務の効率化と深度化のためデジタル監査が実行可能な環境整備について協議を継続していくことを確認しています。

2021年度については、第1に「E S G経営」の観点から当社が現在取り組んでいる気候変動対応施策に関する開示の促進と人財の多様性^{※3}の検証、第2に企業価値向上の基点となる「資本コスト」の観点から、引き続き資本効率経営の浸透状況や人財資源の配分についての検証を深めてまいります。なお、2021年度の監査委員会の往査は、2020年度に延期した海外グループ子会社と北米、欧州、中国、アジアの4地域を統括する地域統括部門を中心に新型コロナウイルス感染症拡大を配慮しつつ実施する予定です。

※3 属性（ジェンダー、年齢構成等）とスキルの多様性

(3) 報酬委員会

報酬委員会では、2020年度より当社執行役に対し、業績連動型株式報酬制度の導入を決議し、運用を開始しました。本制度は、執行役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、執行役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。2021年度の取締役、執行役の報酬額の方針については、報酬水準や報酬構成について、当社と事業規模の類似する企業をベンチマークとして妥当性を確認したほか、規則に沿って適正に運用されていることを確認しております。

今後は、取締役及び執行役の報酬等の決定に関する方針と決定プロセスに則り、より高い客観性と透明性を確保してまいります。

(ご参考) 当社取締役のスキルセットの概要

項目	人数					
経営全般	●	●	●			
財務会計・金融	●	●				
法律	●	●				
行政	●					
グローバルビジネス	●	●	●	●	●	●
テクノロジー	●					
社会・文化	●					
営業・マーケット開発	●	●	●	●	●	
リスク管理・コンプライアンス	●	●	●	●		

(添付書類)

連結財政状態計算書

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び現金同等物	139,021	104,815
売上債権及び契約資産	115,419	123,681
棚卸資産	1,066	1,083
その他の金融資産	5,102	4,378
その他の流動資産	6,801	13,393
流動資産合計	267,409	247,350
非流動資産		
持分法で会計処理されている投資	89,271	6,372
有形固定資産	148,232	159,981
使用権資産	288,441	288,030
のれん	24,112	25,228
無形資産	24,397	23,824
繰延税金資産	10,123	11,732
その他の金融資産	21,274	18,459
その他の非流動資産	5,885	6,960
非流動資産合計	611,735	540,586
資産の部合計	879,144	787,936

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買入債務	45,410	51,733
短期借入金	3,546	2,152
償還期長期債務	10,416	10,320
リース負債	33,209	30,600
未払法人所得税	8,232	6,089
その他の金融負債	37,886	24,202
その他の流動負債	29,062	31,559
流動負債合計	167,761	156,655
非流動負債		
長期債務	150,502	140,303
リース負債	261,031	261,220
退職給付に係る負債	34,825	37,071
繰延税金負債	10,123	7,467
その他の金融負債	12,299	20,075
その他の非流動負債	3,346	3,038
非流動負債合計	472,126	469,174
負債の部合計	639,887	625,829
資本の部		
親会社株主持分		
資本金	16,803	16,803
利益剰余金	220,829	236,311
その他の包括利益累計額	△4,587	1,861
自己株式	△184	△99,817
親会社株主持分合計	232,861	155,158
非支配持分	6,396	6,949
資本の部合計	239,257	162,107
負債・資本の部合計	879,144	787,936

連結損益計算書

(単位:百万円)		
	前連結会計年度 (自 2019年4月 1 日 至 2020年3月31 日)	当連結会計年度 (自 2020年4月 1 日 至 2021年3月31 日)
売上収益	672,286	652,380
売上原価	△588,078	△566,582
売上総利益	84,208	85,798
販売費及び一般管理費	△50,725	△49,087
調整後営業利益	33,483	36,711
その他の収益	10,579	10,787
その他の費用	△9,706	△6,448
営業利益	34,356	41,050
金融収益	88	413
金融費用	△1,701	△44
持分法による投資損益	6,864	3,010
受取利息及び支払利息調整後 税引前当期利益	39,607	44,429
受取利息	1,186	1,197
支払利息	△6,964	△6,492
税引前当期利益	33,829	39,134
法人所得税費用	△11,344	△15,180
当期利益	22,485	23,954
当期利益の帰属		
親会社株主持分	21,614	22,873
非支配持分	871	1,081

(ご参考)

連結包括利益計算書

(単位:百万円)		
	前連結会計年度 (自 2019年4月 1 日 至 2020年3月31 日)	当連結会計年度 (自 2020年4月 1 日 至 2021年3月31 日)
当期利益	22,485	23,954
その他の包括利益		
純損益に組み替えられない項目		
その他の包括利益を通じて測定する 金融資産の公正価値の純変動額	△49	475
確定給付制度の再測定	284	213
持分法のその他の包括利益	△93	18
純損益に組み替えられない項目合計	142	706
純損益に組み替えられる可能性のある項目		
在外営業活動体の換算差額	△4,344	6,274
キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の純変動額	4	2
持分法のその他の包括利益	△21	20
純損益に組み替えられる 可能性のある項目合計	△4,361	6,296
その他の包括利益合計	△4,219	7,002
当期包括利益	18,266	30,956
当期包括利益の帰属		
親会社株主持分	17,878	29,211
非支配持分	388	1,745

連結持分変動計算書

当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) (単位:百万円)

	親会社株主持分			
	資本金	利益剰余金	その他の包括 利益累計額	自己株式
期首残高	16,803	220,829	△4,587	△184
変動額				
当期利益		22,873		
その他の包括利益			6,338	
非支配持分との取引等		181	△108	
配当金		△4,299		
利益剰余金への振替		68	△68	
自己株式の取得及び売却				△99,633
株式報酬取引		24		
非支配株主に係る売建プット・ オプション負債の変動等		△3,365	286	
変動額合計	－	15,482	6,448	△99,633
期末残高	16,803	236,311	1,861	△99,817

	親会社株主持分合計	非支配持分	資本の部合計
期首残高	232,861	6,396	239,257
変動額			
当期利益	22,873	1,081	23,954
その他の包括利益	6,338	664	7,002
非支配持分との取引等	73	△327	△254
配当金	△4,299	△121	△4,420
利益剰余金への振替	－		－
自己株式の取得及び売却	△99,633		△99,633
株式報酬取引	24		24
非支配株主に係る売建プット・ オプション負債の変動等	△3,079	△744	△3,823
変動額合計	△77,703	553	△77,150
期末残高	155,158	6,949	162,107

(ご参考)

連結キャッシュ・フロー計算書 (要約)

(単位:百万円)		
	前連結会計年度 (自 2019年4月 1 日 至 2020年3月31 日)	当連結会計年度 (自 2020年4月 1 日 至 2021年3月31 日)
I. 営業活動によるキャッシュ・フロー	78,204	55,309
II. 投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,162	69,779
III. 財務活動によるキャッシュ・フロー	△45,707	△161,056
IV. 現金及び現金同等物に係る換算差額	△726	1,762
V. 現金及び現金同等物の増減	30,609	△34,206
VI. 現金及び現金同等物の期首残高	108,412	139,021
VII. 現金及び現金同等物の期末残高	139,021	104,815

連結注記表

インターネット開示事項

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結計算書類の作成基準

当社及び子会社、並びにその関連会社及び共同支配企業に対する持分（以下、「当社グループ」）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により国際財務報告基準（以下、「IFRS」）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 81社

主要な連結子会社の名称は「1. 企業集団の現況に関する事項（7）重要な親会社及び子会社の状況 ② 重要な子会社の状況」に記載しているため省略しております。

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数 16社

主要な持分法適用関連会社は、株式会社エーアイティーであります。

なお、2020年9月29日付で、当社は佐川急便㈱(以下、「佐川急便」)の株式の発行済株式総数比(自己株式除く)20.0%をSGホールディングス㈱(以下、「SGホールディングス」)に譲渡し、同社を当社の持分法適用関連会社から除外しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①金融商品

(a) 非デリバティブ金融資産

当社グループは、売上債権及びその他の債権をこれらの発生日に当初認識しております。その他のすべての金融資産は、当社グループが当該金融商品の契約当事者となった取引日に当初認識しております。

非デリバティブ金融資産の分類及び測定モデルの概要は、次のとおりであります。

償却原価で測定する金融資産

金融資産は、以下の要件をいずれも満たす場合に、償却原価で測定しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されていること
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じること

償却原価で測定する金融資産は、公正価値（直接帰属する取引費用も含む）で当初認識しております。当初認識後、償却原価で測定する金融資産は実効金利法による償却原価により測定し、必要な場合には減損損失を控除しております。

償却原価で測定する金融資産の減損

当社グループは、償却原価で測定する金融資産、売上債権及びその他の債権に関する予想信用損失に係る貸倒引当金について、信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているか否かに応じて、少なくとも四半期ごとに継続的評価を実施しております。

信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、金融資産の予想残存期間の全期間の予想信用損失に等しい金額で貸倒引当金を測定しております。信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、期末日後12か月以内に生じる予想信用損失に等しい金額で貸倒引当金を測定しております。ただし、売上債権、契約資産及びリース債権については、常に

全期間の予想信用損失に等しい金額で貸倒引当金を測定しております。

信用リスクの著しい増大の有無は、債務不履行発生リスクの変化に基づいて判断しており、債務不履行とは、債務者による契約上のキャッシュ・フローの支払いに重大な問題が生じ、金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない状態と定義しております。債務不履行発生リスクに変化があるかどうかの判断においては、主に外部信用格付け、期日経過の情報等を考慮しております。

予想信用損失は、金融資産に関して契約上支払われるキャッシュ・フロー総額と、受取りが見込まれる将来キャッシュ・フロー総額との差額の割引現在価値を発生確率により加重平均して測定しております。支払遅延の存在、支払期日の延長、外部信用調査機関による否定的評価、債務超過等悪化した財政状況や経営成績の評価を含む、一つ又は複数の事象が発生している場合には、信用減損が生じた金融資産として個別の評価を行い、主に過去の貸倒実績や将来の回収可能額等に基づき予想信用損失を測定しております。信用減損が生じていない金融資産については、主に過去の貸倒実績に必要な応じて現在及び将来の経済状況等を踏まえて調整した引当率等に基づく集約の評価により予想信用損失を測定しております。

償却原価で測定する金融資産、売上債権及びその他の債権に関する予想信用損失については、帳簿価額を直接減額せず、貸倒引当金を計上しております。予想信用損失の変動額は減損損失として純損益に認識しており、連結損益計算書の販売費及び一般管理費に含まれております。なお、金融資産について、すべての回収手段がなくなり、回収可能性がほぼ尽きたと考えられる時点で、金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していないと判断し、直接償却しております。

公正価値で測定しその変動をその他の包括利益で認識する（以下、「FVTOCI」）金融資産

当社グループは、投資先との取引関係の維持、強化による収益基盤の拡大を目的として保有している資本性金融資産について、当初認識時にFVTOCI金融資産に取消不能指定を行っております。FVTOCI金融資産として指定される資本性金融資産は当初認識後、公正価値で測定し、その事後的な変動をその他の包括利益として認識しております。なお、FVTOCI金融資産からの配当については、明らかな投資の払い戻しの場合を除き、純損益として認識しております。

公正価値で測定しその変動を純損益で認識する（以下、「FVTPL」）金融資産

当社グループは、当初認識時においてFVTOCI金融資産として指定しない資本性金融資産、及び償却原価で測定する金融資産に分類されない負債性金融資産を、FVTPL金融資産に分類しております。当初認識後、公正価値で測定し、その事後的な変動を純損益として認識しております。

金融資産の認識の中止

当社グループは金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利が移転し、当該金融資産の所有に係るリスク及び経済価値を実質的にすべて移転した場合、当該金融資産の認識を中止しております。金融資産の所有に伴う実質的にすべてのリスク及び経済価値を留保も移転もしていない取引においては、当社グループは当該金融資産への支配を保持していない場合にその資産の認識を中止するものとしております。なお、FVTOCI金融資産の認識を中止した場合は、その他の包括利益累計額を利益剰余金に直接振り替えており、純損益に認識しておりません。

(b) 非デリバティブ金融負債

当社グループは、発行した負債性金融商品をその発行日に当初認識しております。その他の金融負債はすべて当社グループが当該金融商品の契約の当事者になる取引日に当初認識しております。

当社グループは、金融負債が消滅した場合、つまり契約上の義務が履行されるか、債務が免責、取消又は失効となった場合に、認識を中止しております。

当社グループは、非デリバティブ金融負債として、社債、借入金、買入債務等を有しており、公正価値(直接帰属する取引費用を控除後)で当初認識しております。また当初認識後、実効金利法を用いた償却原価により測定しております。

当社グループは、非支配持分の所有者に付与している子会社株式の売建プット・オプションについて、将来キャッシュ・フローを割引く方法により算定した償還金額の現在価値を金融負債として認識するとともに非支配持分との差額を資本剰余金又は利益剰余金から減額し、当初認識後の変動については資本剰余金又は利益剰余金に認識しております。

(c) デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、為替リスク及び金利リスクをそれぞれヘッジするために、先物為替予約契約及び金利スワップ契約といったデリバティブを利用しております。これらすべてのデリバティブについて、その保有目的、保有意思にかかわらず公正価値で計上しております。

キャッシュ・フロー・ヘッジは予定取引又は既に認識された資産又は負債に関連して発生する将来キャッシュ・フローの変動に対するヘッジであり、ヘッジの効果が有効である限り、キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定したデリバティブの公正価値の変動はその他の包括利益として認識しております。この会計処理は、ヘッジ対象に指定された未認識の確定契約、又は将来キャッシュ・フローの変動を純損益に認識するまで継続し、その時点でデリバティブの公正価値の変動も純損益に含めております。なお、ヘッジ対象に指定された予定取引により、非金融資産もしくは非金融負債が認識される場合、その他の包括利益として認識したデリバティブの公正価値の変動は、当該資産又は負債が認識された時点で、当該資産又は負債の取得原価その他の帳簿価額に直接含めております。

当社グループは、IFRS第9号「金融商品」に定められているデリバティブを利用する目的、その戦略を含むリスク管理方針を文書化しており、それに加えて、そのデリバティブがヘッジ対象の公正価値又は将来キャッシュ・フローの変動の影響を相殺しているかどうかについて、ヘッジの開始時及び開始後も引き続き、一定期間ごとに評価を行っております。ヘッジの効果が有効でなくなった場合は、ヘッジ会計を中止し、その有効でない部分は直ちに純損益に計上しております。

(d) 金融資産と金融負債の相殺

金融資産と金融負債は、認識された金額を相殺する強制可能な法的権利が現時点で存在し、かつ、純額ベースで決済するかもしくは資産を実現すると同時に負債を決済する意図が存在する場合にのみ相殺され、連結財政状態計算書において純額で報告しております。

②棚卸資産

棚卸資産は原価と正味実現可能価額のいずれか低い方の金額で測定し、棚卸資産の再測定による帳簿価額の変動額は売上原価として認識しております。

取得原価には、購入原価、加工費及び棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他のすべての原価が含まれており、商品、製品、原材料及び貯蔵品は主に移動平均法、仕掛品は主に個別法により原価を算定しております。

正味実現可能価額は、通常の事業の過程における予想販売価額から、販売までに要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除して算定しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

減価償却は、土地等の償却を行わない資産を除き、見積耐用年数にわたって定額法で行っております。

主要な有形固定資産の見積耐用年数は、次のとおりであります。

建物及び構築物	2年から50年
機械装置及び運搬具	2年から20年
工具、器具及び備品	2年から20年

なお、有形固定資産の残存価額、見積耐用年数及び減価償却方法については、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

②無形資産

耐用年数を確定できる無形資産の償却は、見積耐用年数にわたって定額法で行っております。

主要な資産項目の見積耐用年数は、次のとおりであります。

ソフトウェア	3年から5年
顧客関連資産	12年から20年

なお、無形資産の残存価額、見積耐用年数及び償却方法については、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

③リース

当社グループは、契約の開始時に、契約がリース又はリースを含んだものであるかどうかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースである又はリースを含んでいると判定しております。

リース又はリースを含んでいる契約については、契約の中のリース構成部分のそれぞれを契約の非リース構成部分と区分して会計処理しております。

リース期間は、リースの解約不能期間にリースを延長するオプションの対象期間(当社グループが当該オプションを行使することが合理的に確実である場合)、リースを解約するオプションの対象期間(当社グループが当該オプションを行使しないことが合理的に確実である場合)を考慮して決定しております。

i. 借手リース

使用权資産及びリース負債は、リース開始日に認識しております。

使用权資産の取得原価は、次のもので構成されております。

・リース負債の当初測定金額

- ・開始日以前に支払ったリース料から、受け取ったリース・インセンティブを控除したもの
- ・借手に発生した当初直接コスト
- ・リースの契約条件で要求されている原資産の解体及び除去、原資産の敷地の原状回復又は原資産の原状回復の際に借手に生じるコストの見積り

使用権資産の減価償却は、原資産の所有権をリース期間の終了時まで借手に移転する場合又は使用権資産の取得原価が購入オプションを借手が行使することであることを反映している場合を除き、使用権資産の耐用年数の終了時又はリース期間の終了時のいずれか短い方の期間にわたり定額法で計上しております。使用権資産の見積耐用年数は、自己所有の固定資産と同様に決定しており、2～31年であります。支払リース料は金融費用とリース負債残高の返済部分に配分しており、金融費用はリース負債残高に対して一定率となるように算定しております。

短期リースは、支払リース料をリース期間にわたって定額法により費用として認識しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが現在の法的又は推定的債務を有し、当該債務を決済するために経済的便益を持つ資源が流出する可能性が高く、債務の金額を信頼性をもって見積もることができる場合に認識しております。

貨幣の時間価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値と当該債務に特有のリスクを反映した割引率の割引率を用いて現在価値に割り引いて測定しております。時の経過に伴う割引額の割戻しは、金融費用として認識しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建取引は、取引日における直物為替相場又はそれに近似するレートにより機能通貨に換算しております。期末日における外貨建の貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に再換算しております。再換算又は決済により生じる換算差額はその期間の純損益として認識しております。ただし、FVTOCI金融資産及びキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。

在外営業活動体の財務諸表の換算については、資産及び負債は期末日の為替レートで、収益及び費用については対応する期間における平均為替レートで換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる為替換算差額は、その他の包括利益で認識しております。当社グループの在外営業活動体が処分される場合、当該在外営業活動体に関連した為替換算差額累計額は処分時に純損益に振り替えております。

②のれん

のれんは、取得日時時点の公正価値で測定される被取得企業のすべての非支配持分の金額を含む移転される対価から、取得した認識可能な資産及び引き受けた負債の取得日における正味の金額を超過した額として認識しております。のれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で計上しております。のれんは償却を行わず、毎年又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施し必要な場合にはのれんの減損損失を計上しております。なお、のれんの減損損失の戻入は行っておりません。

③非金融資産の減損

当社グループは、棚卸資産、繰延税金資産及び退職給付に係る資産を除く非金融資産について、報告期間ごとに減損の兆候の有無の判定を行っております。減損の兆候が存在する場合には、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない又は未だ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず、毎年回収可能価額を見積っております。

減損テストを実施する際には、個々の資産は、そのキャッシュ・フローが相互に独立して識別可能な最小単位でグループ分けしております。

回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のうち、いずれか高い方の金額としております。使用価値は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値及びその資産の固有リスクを反映した割引率を用いて現在価値に割り引いて算定しております。資産又は資金生成単位に割り当てられた資産の帳簿価額が回収可能価額を超える場合には、その超過額を減損損失として認識しております。

のれんに関連する減損損失の戻入は行っておりません。その他の資産については、過年度に認識した減損損失について、減損損失がもはや存在しないか又は減少している可能性を示す兆候の有無を判断しております。減損の戻入の兆候があり、当該資産又は資金生成単位を対象に回収可能価額の見積りを行い、算定した回収可能価額が資産又は資金生成単位の帳簿価額を超える場合、過年度に減損損失が認識されていなかった場合の減価償却控除後又は償却累計控除後の帳簿価額を上限として、減損損失の戻入を行っております。

④退職後給付

当社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付を行うため、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を採用しており、確定給付制度債務の現在価値及び退職給付費用は予測単位積増方式により算定しております。

確定給付資産又は負債の純額は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除して算定され、連結財政状態計算書で資産又は負債として認識しております。

確定給付資産又は負債の純額は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除して算定され、連結財政状態計算書で資産又は負債として認識しております。

また、一部の連結子会社は、確定拠出型年金制度を採用しております。確定拠出型年金制度は、雇用主が一定額の掛金を他の独立した企業に拠出し、その拠出額以上の支払については法的又は推定的債務を負わない退職後給付制度であります。確定拠出型年金制度への拠出は、従業員が勤務を提供した期間に費用処理しております。

⑤ 株式に基づく報酬

当社は、当社の執行役に対し、持分決済型の株式に基づく報酬制度として、業績連動型株式報酬制度を導入しております。業績連動型株式報酬制度は、受領したサービスを付与日における当社株式の公正価値で測定し、付与日から権利確定期間にわたり費用として認識し、同額を利益剰余金の増加として認識しております。

⑥収益認識

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社グループは顧客の要望に合わせて総合的な物流サービスを提供しており、顧客との契約に当たっては、契約が備えるべき特性の存在及び経済的実質が契約へ反映されている事を認識すると共に、当該契約の下で顧客へ移転する事を約定した財又はサービスの識別を行い、個別に会計処理される履行義務を識別しております。

取引価格の算定においては、顧客へ約束した財又はサービスの移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額で測定しております。なお、顧客との契約には重要な金融要素は含まれておりません。

当社グループでは取引価格を各履行義務へ配分する必要がある契約を有していませんが、将来、配分の必要性のある契約が締結された場合には、各履行義務を構成する財又はサービスを独立販売価格の比率で配分し収益の認識を行っております。

収益の認識は、履行義務が要件を満たす場合に限り、その基礎となる財又はサービスの支配を一時点又は一定期間にわたり認識しております。

② 連結納税制度の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

（重要な会計上の見積り及び判断に関する注記）

IFRSに準拠した連結計算書類の作成にあたっては、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定を行うことが義務付けられております。しかし、その性質上、実際の結果はこれらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、その見積りを見直した会計期間と将来の会計期間において認識されます。

新型コロナウイルス感染症の影響については、当連結会計年度においては自動車関連顧客向け等の一部の事業において、顧客の稼働停止等に伴う物量減少により収益性の低下が生じたものの、第2四半期以降段階的に回復しております。従いまして、当連結会計年度末日時点における当該事業に関連する資産の評価等において、新型コロナウイルス感染症の影響が連結計算書類に与える影響は限定的と判断しておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大の状況が大きく変化し、不確実性が高まった場合には、翌連結会計年度以降において資産又は負債の帳簿価額の見直しを行う可能性があります。

会計上の見積り及び判断のうち、当社グループの連結計算書類で認識する金額に重要な影響を与える事項は次のとおりであります。

（1）のれんの評価

当社グループが計上するのれんは、減損の兆候の有無にかかわらず、毎年又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、回収可能価額を見積り、減損テストを実施しております。

減損テストは、資金生成単位の帳簿価額と回収可能価額を比較することにより実施し、資金生成単位に割り当てられた資産の帳簿価額が回収可能価額を超える場合には、その超過額を減損損失として認識しております。

回収可能価額の算定にあたっては、将来のキャッシュ・フロー、割引率、成長率等について一定の仮定を設定しております。これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来事業計画や経済条件等の変化によって回収可能価額の算定結果が著しく異なる結果となる可能性があるため、当社グループでは当該見積りは重要なものであると判断しております。回収可能価額の算定結果が著しく異なる場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において減損損失を認識する可能性があります。

のれんの回収可能価額の算定方法は次のとおりです。

当社グループは、原則として内部報告目的で管理されている事業単位を資金生成単位としております。

資金生成単位ごとの回収可能価額は使用価値により算定しており、使用価値は、主として経営者により承認された事業計画を基礎とした将来キャッシュ・フローの見積額を、加重平均資本コストをもとに算定した割引率で、現在価値に割引引いて算定しております。事業計画は外部情報に基づき、過去の経験を反映したものであり、原則として5年を限度としております。事業計画対象期間後の将来キャッシュ・フローは、資金生成単位が属する市場の長期平均成長率の範囲内で見積った成長率をもとに算定しております。

当連結会計年度末におけるのれんの帳簿価額は25,228百万円であります。

なお、当連結会計年度において、のれんの減損損失は認識しておりません。

（2）使用権資産のリース期間

当社グループは、使用権資産のリース期間について、リースの解約不能期間にリースを延長するオプション（以下「延長オプション」）の対象期間及びリースを解約するオプション（以下「解約オプション」）の対象期間を考慮して決定しております。

延長オプションを行使すること又は解約オプションを行使しないことが合理的に確実かどうかを評価する際には判断を要します。すなわち、当社グループは、延長オプションを行使すること又は解約オプションを行使しないことに関連する経済的インセンティブを生じさせるすべての関連性のある要因を考慮しております。

当社グループは、リース契約の開始日後、自らの統制の及ぶ範囲内にあり、オプションの行使又は不行使に直接に関連性のある事業上の決定が生じた場合など、重大な事象又は状況の変化が発生した際にリース期間を見直しております。

リース期間については、物流センターの仕様、顧客との契約関係、事業戦略等を総合的に勘案して、延長オプションの行使が合理的に確実である物流センターについては、当該物流センターの耐用年数を限度として、その延長期間をリース期間に含めております。

また、解約オプションの対象期間は、当該オプションを行使しないことが合理的に確実である場合に限り、リース期間に含めております。

リース期間の見積りにより使用権資産及びリース負債の当初認識額、使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る金利費用の計上額が異なることとなるため、当社グループでは当該見積りは重要なものであると判断しております。これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、リース期間の見積りの仮定に変化があった場合にはリース負債を再測定することとなります。リース負債を再測定した場合、対応する修正は使用権資産の帳簿価額を修正するが、使用権資産の帳簿価額がゼロまで減額されている場合には損益として認識します。

当連結会計年度末における使用権資産の帳簿価額は288,030百万円であります。

(3) 非支配株主に係る売建プット・オプション負債の償還金額の現在価値

当社グループは、非支配持分の所有者に付与している子会社株式の売建プット・オプションについて、将来キャッシュ・フローを割り引く方法により算定した償還金額の現在価値を金融負債として認識するとともに非支配持分との差額を資本剰余金又は利益剰余金から減額し、当初認識後の変動については資本剰余金又は利益剰余金に認識しております。

非支配株主に係る売建プット・オプション負債の償還金額の現在価値の算定にあたっては、対象子会社の将来事業計画等について仮定を設定しております。これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来事業計画等の変化によって償還金額の現在価値の算定結果が著しく異なる結果となる可能性があるため、当社グループでは当該見積りは重要なものであると判断しております。償還金額の現在価値の算定結果が著しく異なる場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において主として資本剰余金又は利益剰余金に影響を及ぼすこととなります。

なお、非支配株主に係る売建プット・オプション負債の償還金額の現在価値の測定方法は、将来キャッシュ・フローを行使時点までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引く方法により算定しております。

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の非支配株主に係る売建プット・オプション負債残高はそれぞれ16,176百万円、12,826百万円であり、当連結会計年度における変動は、主にプット・オプションの行使及び償還金額の現在価値の変動等によるものであります。

(表示方法の変更)

前連結会計年度において「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「自己株式の取得による支出」は「その他」に含めて表示しておりましたが、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書の組替を行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」に表示しておりました「その他」△725百万円は、「自己株式の取得による支出」△2百万円、「その他」△723百万円として組み替えております。

(連結財政状態計算書に関する注記)

1. 資産から直接控除した貸倒引当金

流動資産	1,323百万円
非流動資産	12百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額
及び減損損失累計額

141,663百万円

3. 使用権資産の減価償却累計額
及び減損損失累計額

67,704百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1. その他の収益

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
固定資産売却益	2,970
政府補助金	1,574
関連会社株式売却益	4,945
その他	1,298
合計	10,787

①固定資産売却益

固定資産売却益は、主として資産効率向上を目的とした当社及び一部の連結子会社の事業用地等の売却により認識した利益であります。

②政府補助金

政府補助金は、主として新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、各国の政府、自治体等からの助成金の適用を受けたものであります。

③関連会社株式売却益

当社グループの持分法適用関連会社であった佐川急便の株式のすべてをSGホールディングスへ譲渡しました。本株式譲渡により、佐川急便に対する当社グループの所有持分の割合は20%から0%となり、佐川急便に対する重要な影響力を喪失したため持分法の使用を中止しました。持分法の使用の中止に伴い認識した関連会社株式売却益は4,945百万円であります。

2. その他の費用

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
固定資産売却損	△197
固定資産減却損	△609
減損損失	△1,339
新型コロナウイルス感染症による損失	△1,631
退職給付制度改定損	△828
事業構造改革費用	△487
その他	△1,357
合計	△6,448

①減損損失

減損損失は、主に旅行代理店業を主とする㈱HTB-BCDトラベルの投資に関して、新型コロナウイルス感染症の影響等により事業環境が変化し、前連結会計年度で想定していた将来キャッシュ・フローが見込めなくなったため、回収可能価額まで減損したことによって認識した持分法で会計処理されている投資の減損損失863百万円であります。当連結会計年度において㈱HTB-BCDトラベルの持分法で会計処理されている投資は全額減損処理しております。回収可能価額は使用価値により算定しており、税引前の割引率(10.5%)を用いて将来キャッシュ・フローを割り引くことにより算出しております。

②新型コロナウイルス感染症による損失

新型コロナウイルス感染症による損失は、主として新型コロナウイルス感染症の影響により、各国の政府、自治体等からの各種要請に応じた顧客及び当社グループの一部拠点の稼働停止に伴う当該稼働停止期間中に発生した固定費(人件費、減価償却費等)であります。

③退職給付制度改定損

退職給付制度改定損は、国内における一部の連結子会社において実施した確定給付制度改定に伴う確定給付制度債務の現在価値の増加額を、過去勤務費用として認識した損失であります。

④事業構造改革費用

事業構造改革費用は、主に特別退職金であります。

(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の数

普通株式 111,776,714株

2. 自己株式

	当連結会計年度 (自 2020年4月 1 日 至 2021年3月31日)
期首残高	227,790株
自己株式の取得	27,860,955株
期末残高	28,088,745株

(注) 当連結会計年度における自己株式の取得の主な内容は、2020年9月24日開催の取締役会決議に基づき27,675,000株を取得したものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年5月22日 取締役会	普通株式	2,454 百万円	22円	2020年 3月31日	2020年 6月4日
2020年10月27日 取締役会	普通株式	1,841 百万円	22円	2020年 9月30日	2020年 11月30日
2020年12月25日 取締役会	普通株式	4 百万円	22円	2020年 9月30日	2020年 11月30日

(注) 2020年12月25日開催の取締役会において決議した配当金の総額は、執行役に対する業績連動型株式報酬制度として信託が保有する当社株式に対する配当金4百万円である。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年5月20日 取締役会	普通株式	利益 剰余金	2,348 百万円	28円	2021年 3月31日	2021年 6月2日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 市場リスク

当社グループは、事業活動を行う過程において生じる市場リスクを軽減するために、リスク管理を行っております。リスク管理にあたりましては、リスク発生要因の根本からの発生を防止することでリスクを回避し、回避できないリスクにつきましては、その低減を図るようにしております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しております。投資有価証券であります株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

(a) 金利リスク

当社グループは、有利子負債（借入金及び社債）による資金調達を行っております。有利子負債のうち一部は変動金利であり、金利の変動リスクに晒されております。

(b) 為替リスク

当社グループはグローバルでの物流サービスを行っており、外貨建の取引について、外国為替相場の変動リスクに晒されていることから、外国為替相場の変動リスクをヘッジするために、先物為替予約契約を利用しております。

(2) 信用リスク

当社グループは取引先に対し、主に売上債権及びその他の債権として信用供与を行っており、取引先の契約不履行により損失を被る信用リスクに晒されております。取引先の信用リスク管理につきましては、取引先の財政状態や第三者機関による格付けの状況等、信用リスクを定期的に調査し信用リスクに応じた取引限度額を設定しております。当社グループの売上債権及びその他の債権は、広範囲の産業や地域に広がる多数の取引先に対する債権から構成されており、単独の取引先又はその取引先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクのエクスポージャーを有しておりません。また、預金、為替取引及びその他の金融商品を含めた財務活動から生じる信用リスクにつきましては、取引先の大部分が国際的に認知された金融機関であることから、それらの信用リスクは限定的であります。

(3) 流動性リスク

当社グループの買入債務、長期債務等の金融負債は流動性リスクに晒されております。現在及び将来の事業活動のための適切な水準の流動性の維持及び機動的・効率的な資金の確保を財務活動の重要な方針としております。当社グループは、事業活動における資金効率の最適化を図るために、当社グループ内の資金の管理を当社に集中させることを推進しております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

当連結会計年度末における金融商品の帳簿価額及び公正価値は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
償却原価で測定する金融資産及び金融負債		
資産		
売上債権		
売掛金	112,556	112,553
リース債権	4,230	4,274
その他の金融資産		
リース債権	1,027	1,112
未収入金	3,161	3,161
差入保証金	10,713	10,713
負債		
長期債務（注）		
社債	59,795	60,358
長期借入金	90,828	90,927
その他の金融負債		
割賦未払金	13,015	13,260
公正価値で測定する金融資産及び金融負債		
資産		
FVTPL金融資産		
デリバティブ資産	5	5
その他の金融資産	203	203
FVTOCI金融資産		
資本性証券	6,530	6,530

(注) 長期債務は、連結財政状態計算書上の償還期長期債務及び長期債務に含まれております。

前連結会計年度期首及び前連結会計年度末現在の非支配株主に係る売建プット・オプション負債残高はそれぞれ13,053百万円、16,176百万円であります。

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末現在の非支配株主に係る売建プット・オプション負債残高はそれぞれ16,176百万円、12,826百万円であります。

なお、非支配株主に係る売建プット・オプション負債は、上表に含まれておりません。

(注) 金融商品の公正価値の測定方法

当社グループが保有する金融資産及び金融負債の公正価値は、次のとおり決定しております。

現金及び現金同等物、短期借入金、買入債務

満期までの期間が短いため、公正価値は帳簿価額とほぼ同額であります。

売上債権

短期で決済される売掛金、受取手形及び電子記録債権の公正価値は帳簿価額とほぼ同額であります。リース債権の公正価値は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、将来キャッシュ・フローを満期までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引く方法により算定しております。

その他の金融資産

デリバティブ資産の公正価値は、投げ売りでない市場価格、活発でない市場での価格、観察可能な金利及び利回り曲線や外国為替及び商品の先物及びスポット価格を用いたモデルに基づき測定しております。

リース債権の公正価値は、将来キャッシュ・フローを信用リスクを加味した利率で割り引く方法により算定しております。

未収入金は短期で決済されるため、公正価値は帳簿価額とほぼ同額であります。

市場性のある有価証券の公正価値は、市場価格を用いて見積っております。

市場性のない有価証券の公正価値は、類似の有価証券の市場価格及び同一又は類似の有価証券に対する投げ売りでない市場価格、観察可能な金利及び利回り曲線、クレジット・スプレッド又はデフォルト率を含むその他関連情報によって公正価値を見積っております。公正価値を測定するための重要な指標が観察不能である場合、金融機関により提供された価格情報を用いて評価しております。提供された価格情報は、独自の評価モデルを用いたインカム・アプローチあるいは類似金融商品の価格との比較といったマーケット・アプローチにより検証しております。

差入保証金の公正価値は、契約ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを契約期間に応じて信用リスクを加味した利率で割り引く方法により算定しております。

長期債務

長期債務の公正価値は、将来キャッシュ・フローを当該負債の市場価格、又は同様の契約条項での市場金利で割り引く方法により算定しております。

その他の金融負債

デリバティブ負債の公正価値は、投げ売りでない市場価格、活発でない市場での価格、観察可能な金利及び利回り曲線や外国為替及び商品の先物及びスポット価格を用いたモデルに基づき測定しております。

割賦未払金の公正価値は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、将来キャッシュ・フローを満期までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引く方法により算定しております。

非支配株主に係る売建プット・オプション負債の償還金額の現在価値は、将来キャッシュ・フローを行使時点までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引く方法により算定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------------------|-----------|
| 1. 1株当たり親会社株主持分 | 1,854円01銭 |
| 2. 基本的1株当たり親会社株主に帰属する当期利益 | 240円02銭 |

(追加情報)

(SGホールディングス及び佐川急便との戦略的資本業務提携の一部変更等)

当社は、2016年3月にSGホールディングス及び同社の子会社である佐川急便(以下、当社並びにSGホールディングス及び佐川急便を合わせて「両社」と)の間で資本業務提携契約(以下「本資本業務提携」)を締結し、当社は本資本業務提携に基づき同年5月に佐川急便の株式の発行済株式総数比(自己株式除く)20%を取得し、本資本業務提携の成果を踏まえ、両社の経営統合の可能性について協議・検討してきました。

両社は、慎重に協議を重ね検討した結果、日々の協創・協業活動をベースとした事業面のさらなる強化を図りながらも、それぞれ独力で成長戦略を推進することが、企業価値の最大化に寄与するとの結論に達しました。当社は、2020年9月24日開催の取締役会において、SGホールディングスが保有する当社株式の一部を取得するとともに、当社が保有する佐川急便の株式のすべてをSGホールディングスに譲渡することとする本資本業務提携の一部変更を決議し、両社間で合意しました。なお、経営統合に向けた協議については、当面の間、検討を見送ることとしました。

本資本業務提携の一部変更により、当社グループは、現在さまざまな協創パートナーと進めているサプライチェーン最適化に向けた取り組みを、特に海外において加速させ、自己株式の機動的な活用を含め、エコシステム(経済圏)を形成・拡大することが可能となります。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(添付書類)

貸借対照表

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	107,258	67,057
受取手形	2	17
電子記録債権	801	772
売掛金	11,221	9,257
原材料及び貯蔵品	31	34
短期貸付金	1,402	4,763
未収還付法人税等	4	4,609
その他	9,446	10,828
貸倒引当金	△1	△1
流動資産合計	130,168	97,340
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	29,064	34,415
構築物（純額）	1,049	1,335
機械及び装置（純額）	3,290	3,658
車両運搬具（純額）	5	46
工具、器具及び備品（純額）	488	737
土地	30,822	31,999
リース資産（純額）	7,159	4,133
建設仮勘定	1,344	62
有形固定資産合計	73,224	76,389
無形固定資産		
ソフトウェア	3,408	4,300
ソフトウェア仮勘定	284	434
その他	64	60
無形固定資産合計	3,757	4,796
投資その他の資産		
投資有価証券	2,513	3,057
関係会社株式	180,100	121,929
関係会社出資金	5,954	5,954
従業員に対する長期貸付金	0	—
関係会社長期貸付金	7,805	35,087
長期前払費用	1,065	1,160
前払年金費用	2,323	2,314
繰延税金資産	895	1,014
差入保証金	2,080	1,727
その他	271	272
貸倒引当金	△55	△55
投資その他の資産合計	202,955	172,463
固定資産合計	279,937	253,648
資産合計	410,106	350,988

(単位:百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	3,167	2,493
1年内返済予定の長期借入金	10,000	—
1年内償還予定の社債	—	10,000
リース債務	1,359	1,082
未払金	6,955	5,423
未払費用	5,589	4,715
未払法人税等	4,924	1,995
前受金	557	478
預り金	68,307	65,901
従業員預り金	28	10
役員株式給付引当金	—	1
その他	149	138
流動負債合計	101,038	92,240
固定負債		
社債	60,000	50,000
長期借入金	90,000	90,000
リース債務	5,607	3,046
退職給付引当金	13,448	14,027
役員退職慰労引当金	8	8
役員株式給付引当金	—	29
資産除去債務	1,253	1,265
その他	469	393
固定負債合計	170,786	158,770
負債合計	271,824	251,010
純資産の部		
株主資本		
資本金	16,802	16,802
資本剰余金		
資本準備金	13,424	13,424
その他資本剰余金	2	2
資本剰余金合計	13,427	13,427
利益剰余金		
利益準備金	4,200	4,200
その他利益剰余金		
損害賠償積立金	350	350
固定資産圧縮積立金	9,589	9,443
別途積立金	71,004	71,004
繰越利益剰余金	23,038	83,737
利益剰余金合計	108,183	168,735
自己株式	△183	△99,621
株主資本合計	138,229	99,344
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	51	633
評価・換算差額等合計	51	633
純資産合計	138,281	99,978
負債純資産合計	410,106	350,988

損益計算書

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)
売上高	76,212	59,970
売上原価	60,409	47,200
売上総利益	15,803	12,769
販売費及び一般管理費	19,522	20,544
営業損失 (△)	△3,718	△7,774
営業外収益		
受取利息	143	150
受取配当金	9,330	58,606
為替差益	—	8
その他	63	88
営業外収益合計	9,536	58,853
営業外費用		
支払利息	298	270
社債利息	281	281
関係会社支援費用	65	106
自己株式取得費用	—	279
為替差損	151	—
その他	57	165
営業外費用合計	854	1,103
経常利益	4,963	49,975
特別利益		
固定資産売却益	7,490	33
関係会社株式売却益	2,512	20,310
受取保険金	7	52
国庫補助金	23	38
その他	2	—
特別利益合計	10,036	20,434
特別損失		
固定資産売却損	0	0
固定資産除却損	142	250
減損損失	132	135
事業構造改革費用	830	417
関係会社株式評価損	1,037	—
投資有価証券評価損	—	274
固定資産圧縮損	23	38
その他	44	—
特別損失合計	2,212	1,117
税引前当期純利益	12,787	69,293
法人税、住民税及び事業税	1,779	4,792
法人税等調整額	85	△351
法人税等合計	1,864	4,440
当期純利益	10,923	64,852

株主資本等変動計算書

当事業年度 (自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日)

(単位:百万円)

項目	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	16,802	13,424	2	13,427	4,200	103,982	108,183
当期変動額							
剰余金の配当						△4,299	△4,299
当期純利益						64,852	64,852
自己株式の取得							
吸収分割による減少						△0	△0
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	—	—	—	—	—	60,552	60,552
当期末残高	16,802	13,424	2	13,427	4,200	164,534	168,735

項目	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△183	138,229	51	51	138,281
当期変動額					
剰余金の配当		△4,299			△4,299
当期純利益		64,852			64,852
自己株式の取得	△99,437	△99,437			△99,437
吸収分割による減少		△0			△0
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)			582	582	582
当期変動額合計	△99,437	△38,885	582	582	△38,303
当期末残高	△99,621	99,344	633	633	99,978

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位:百万円)

項目	損害賠償 積立金	固定資産 圧縮積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	合計
当期首残高	350	9,589	71,004	23,038	103,982
当期変動額					
剰余金の配当				△4,299	△4,299
当期純利益				64,852	64,852
固定資産圧縮積立金の積立		12		△12	
固定資産圧縮積立金の取崩		△159		159	
吸収分割による減少				△0	△0
当期変動額合計	—	△146	—	60,698	60,552
当期末残高	350	9,443	71,004	83,737	164,534

インターネット開示事項

個別注記表

計算書類は「会社計算規則」（平成18年2月7日 法務省令第13号）に基づいて作成しております。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)**1. 資産の評価基準及び評価方法**

- (1) 有価証券
子会社株式及び関連会社株式……移動平均法に基づく原価法
その他有価証券
時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定しております)
時価のないもの……………移動平均法に基づく原価法
(2) デリバティブ……………時価法
(3) たな卸資産……………移動平均法に基づく原価法
(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿
価切下げの方法により算定しております)

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）…定額法
(2) 無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社
内における利用可能期間（5年）に基づく定額
法を採用しております。
(3) リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法
を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
期末債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸
倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額
を計上しております。

- (2) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金
資産の見込額に基づき計上しております。
①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に
帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
②数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間（15
～18年）による定額法により、翌事業年度から費用処理しております。なお、
当事業年度末において認識すべき年金資産が退職給付債務から未認識数理計算
上の差異を控除した額を超過するため、前払年金費用として、投資その他の資
産に計上しております。
(3) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき期末要支給額を計上して
おります。なお、2008年1月17日開催の報酬委員会において、役員退職慰労金
の廃止を決定し、廃止に伴う打ち切り日（2008年3月31日）までの在任期間に対
応する退職慰労金として、従来の役員退職慰労金規則に基づいて、当事業年度末
における支給見込額を計上しております。
(4) 役員株式給付引当金
役員交付規程に基づき、当社執行役への報酬として交付される株式及び金銭の
交付に備えるため、執行役に割り当てられたポイントに株式交付率を乗じた株式
数の株式給付債務の内、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計
上しております。
4. 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類に
おける会計処理の方法と異なっております。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

6. 連結納税制度の適用

- (1) 当社は、連結納税制度を適用しております。
(2) グループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税
制度の見直しが行われた項目について、「連結納税制度からグループ通算制度
への移行に係る税効果会計の適用に関する取り扱い」（実務対応報告第39号 第
3項）が2020年3月31日に公表されております。当社では、繰延税金資産およ
び繰延税金負債の額について「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業
会計基準適用指針第28号 第44項）の定めを適用せず、改正前の税法の規定に
基づいております。

(表示方法の変更に關する注記)**(貸借対照表)**

前事業年度において、流動資産の「受取手形」に含めていた「電子記録債権」は、貸借対照表の明瞭性を高めるため、当事業年度より区分掲記しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、流動資産の「受取手形」に表示していた803百万円は、「電子記録債権」801百万円、「受取手形」2百万円として組替えております。

前事業年度において、流動資産の「その他」に含めていた「未収還付法人税等」は、貸借対照表の明瞭性を高めるため、当事業年度より区分掲記しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、流動資産の「その他」に表示していた9,451百万円は、「未収還付法人税等」4百万円、「その他」9,446百万円として組替えております。

前事業年度において、固定資産の「ソフトウェア」に含めていた「ソフトウェア仮勘定」は、貸借対照表の明瞭性を高めるため、当事業年度より区分掲記しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、固定資産の「ソフトウェア」に表示していた3,693百万円は、「ソフトウェア」3,408百万円、「ソフトウェア仮勘定」284百万円として組替えております。

(損益計算書)

前事業年度において、特別利益の「その他」に含めていた「国庫補助金」は、損益計算書の明瞭性を高めるため、当事業年度より区分掲記しております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、特別利益の「その他」に表示していた25百万円は、「国庫補助金」23百万円、「その他」2百万円として組替えております。

前事業年度において、特別損失の「その他」に含めていた「減損損失」は、損益計算書の明瞭性を高めるため、当事業年度より区分掲記しております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、特別損失の「その他」に表示していた177百万円は、「減損損失」132百万円、「その他」44百万円として組替えております。

(重要な会計上の見積りに關する注記)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等に関する注記)**1. 収益認識に関する会計基準等**

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてIFRS第15号、FASBにおいてTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該基準等の適用による財務諸表に与える影響額については、軽微であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンスを定めています(IASBにおいてはIFRS第13号、FASBにおいてはTopic820)。これらの国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるために、企業会計基準委員会において、時価の算定に関する会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点より、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされております。ただし、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該基準等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	72,915百万円
2. 保証債務	
関係会社の金融機関からの借入金に対する債務保証	3,671百万円
関係会社の不動産賃貸借契約上の債務に対する債務保証	1,836百万円
関係会社の重畳的債務引受による連帯保証	809百万円
関係会社の取引上の債務に対する根保証	4百万円
3. 関係会社に対する金銭債権・債務の金額	
短期金銭債権	9,790百万円
長期金銭債権	35,087百万円
短期金銭債務	69,430百万円
長期金銭債務	117百万円

(損益計算書に関する注記)**1. 関係会社との取引高**

(1) 営業取引による取引高	
売上高	26,817百万円
営業費用	30,844百万円
(2) 営業取引以外の取引高	4,296百万円

2. 事業構造改革費用

事業構造改革費用は、特別退職金等であります。

3. 研究開発費

一般管理費に含まれる研究開発費 670百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式(注)	227,790	27,860,955	－	28,088,745

- (注) 1 当事業年度末の自己株式数には、信託が保有する当社株式185,600株を含めております。
- (注) 2 当事業年度における自己株式数の増加の主な内容は、2020年9月24日開催の取締役会決議に基づき27,675,000株を取得したものであります。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
主要株主	SGホールディングス(株)	京都府京都市南区	1,188,290	デリバリー事業、ロジスティクス事業、不動産事業	被所有 直接15.2%	－	資本業務提携	自己株式の取得	69,754	自己株式	69,754
								関係会社株式の売却	66,873	－	－
								関係会社株式売却益	20,585	－	－

取引条件ないし取引条件の決定方針等

- ① 自己株式の取得については、2020年9月24日開催の取締役会決議に基づき、2020年9月25日に自己株式立会外買付取引(ToSTNet-3)により取得したものであり、取引価格は2020年9月24日の終値によるものであります。
- ② 関係会社株式の売却については、独立した第三者機関により算定された価格を基礎として協議の上、合理的に決定しております。
- (注) SGホールディングス(株)は、2020年9月25日に当社がSGホールディングス(株)が保有する当社株式の一部を取得したことにより、当社の「その他の関係会社」から「主要株主」となっております。

2. 子会社

属性	会社等の名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	日立物流ダイレックス(株)	北海道札幌市西区	100	貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業	所有 直接100.0%	転籍4人 兼任4人	運送及び作業委託、当社グループ会社間の資金集中取引	資金の貸付	4,848	長期貸付金	4,848
								利息の受取	10		
子会社	(株)日立物流東日本	茨城県日立市	100	貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業	所有 直接100.0%	転籍6人 兼任5人	運送及び作業委託、当社グループ会社間の資金集中取引	資金の貸付	4,130	長期貸付金	4,130
								利息の受取	7		
子会社	(株)日立物流首都圏	千葉県柏市	100	貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業	所有 直接100.0%	転籍4人 兼任5人	運送及び作業委託、当社グループ会社間の資金集中取引	資金の貸付	4,112	長期貸付金	4,112
								利息の受取	7		

属性	会社等の名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	(株)日立物流関東	埼玉県さいたま市大宮区	100	貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業	所有 直接100.0%	転籍3人 兼任5人	運送及び作業委託、当社グループ会社間の資金集中取引	資金の預り	793	預り金	6,282
								利息の支払	0		
								資金の貸付	3,985	長期貸付金	3,985
								利息の受取	4		
子会社	(株)日立物流中部	愛知県名古屋市中区	100	貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業	所有 直接100.0%	転籍2人 兼任5人	運送及び作業委託、当社グループ会社間の資金集中取引	資金の預り	△1,462	預り金	3,742
								利息の支払	0		
子会社	(株)日立物流西日本	大阪府大阪市此花区	200	貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業	所有 直接100.0%	転籍2人 兼任8人	運送及び作業委託、当社グループ会社間の資金集中取引	運送及び作業委託	7,467	買掛金	357
								資金の預り	△1,650		
								利息の支払	0	預り金	7,876
								資金の貸付	3,905		
								利息の受取	5	長期貸付金	3,905
子会社	日立物流コラボネフスト(株)	東京都江東区	255	貨物利用運送事業、倉庫業	所有 直接90.0%	転籍2人 兼任4人	運送及び作業委託、当社グループ会社間の資金集中取引	資金の預り	864	預り金	6,857
								利息の支払	0		
子会社	(株)バンテック	神奈川県横浜市西区	3,874	貨物自動車運送事業、倉庫業	所有 直接100.0%	転籍2人 兼任2人	運送及び作業委託、当社グループ会社間の資金集中取引	資金の預り	3,250	預り金	11,479
								利息の支払	0		
子会社	日立物流ソフトウェア(株)	東京都江東区	210	情報システムの開発・設計	所有 直接75.0%	転籍1人 兼任4人	情報処理委託、当社グループ会社間の資金集中取引	資金の預り	658	預り金	5,974
								利息の支払	0		

取引条件ないし取引条件の決定方針等

- ①資金の預り・貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- ②運送及び作業委託については、国土交通省届出運賃、市場価格・総原価を勘案し、交渉の上、決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,194円65銭
2. 1株当たり当期純利益	680円53銭

(注) 当事業年度において、役員向け株式交付信託として保有する当社株式は、1株当たりの情報の算出において控除する自己株式に含めております。1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は28,088,745株（内、役員向け株式交付信託として保有する株式は185,600株）であります。また、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は16,479,965株であります。

(追加情報)

(SGホールディングス㈱及び佐川急便㈱との戦略的資本業務提携の一部変更等)

当社は、2016年3月にSGホールディングス㈱及び同社の子会社である佐川急便㈱(以下、当社並びにSGホールディングス㈱及び佐川急便㈱を合わせて「両社」)との間で資本業務提携契約(以下「本資本業務提携」)を締結し、当社は本資本業務提携に基づき同年5月に佐川急便㈱の株式の発行済株式総数比(自己株式除く)20%を取得し、本資本業務提携の成果を踏まえ、両社の経営統合の可能性について協議・検討してきました。

両社は、慎重に協議を重ね検討した結果、日々の協創・協業活動をベースとした事業面のさらなる強化を図りながらも、それぞれ独自に成長戦略を推進することが、企業価値の最大化に寄与するとの結論に達しました。当社は、2020年9月24日開催の取締役会において、SGホールディングス㈱が保有する当社株式の一部を取得するとともに、当社が保有する佐川急便㈱の株式のすべてをSGホールディングス㈱に譲渡することとする本資本業務提携の一部変更を決議し、両社間で合意しました。なお、経営統合に向けた協議については、当面の間、検討を見送ることとしました。

本資本業務提携の一部変更により、当社グループは、現在さまざまな協創パートナーと進めているサプライチェーン最適化に向けた取り組みを、特に海外において加速させ、自己株式の機動的な活用を含め、エコシステム(経済圏)を形成・拡大することが可能となります。

(添付書類)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

株式会社日立物流

執行役社長 中 谷 康 夫 殿

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 會 田 将 之 ㊞

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 武 藤 智 帆 ㊞

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日立物流の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社日立物流及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(添付書類)

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

株式会社日立物流

執行役社長 中 谷 康 夫 殿

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士	會 田 将 之	Ⓔ
業務執行社員			
指定有限責任社員	公認会計士	武 藤 智 帆	Ⓔ
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日立物流の2020年4月1日から2021年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第62期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、関連する部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為、又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

株式会社日立物流 監査委員会
監査委員（常勤） 丸 田 宏 ㊞
監 査 委 員 青 木 美 保 ㊞
監 査 委 員 泉 本 小夜子 ㊞
監 査 委 員 渡 邊 肇 ㊞

(注) 監査委員 丸田宏、青木美保、泉本小夜子、渡邊肇の4氏は、社外取締役であります。

以 上

トピックス

経営関連

〈2020年〉

- 4月：(株)日立物流東日本流通サービス設立
9月：SGホールディングス(株)及び佐川急便(株)との戦略的資本業務提携の一部変更

サービス拡充(拠点・新技術・協創他)

〈2020年〉

- 8月：オラガダム物流センターをインド チェンナイ近郊に開設
10月：「SSCV-Smart」の提供開始、特設サイト公開
「SSCV～スマート安全運行管理システム～」に関する特許取得

〈2021年〉

- 2月：東日本第二メディカル物流センター開設
輸送事業強化に向けた共同ターミナル(水戸輸送センター)開設
3月：新サービス「レコビス」提供開始



▲インド(チェンナイ近郊)オラガダム物流センター



▲東日本第二メディカル物流センター



社外表彰・受賞

〈2020年〉

- 7月：「第21回物流環境大賞」にて、「物流環境特別賞」を受賞
9月：「2020年日本パッケージングコンテスト」で、「経済産業省製造産業局長賞」「適正包装賞」「大型・重量物包装部門賞」をトリプル受賞
11月：「令和2年度モーダルシフト取り組み優良事業者賞(有効活用部門賞)」を2社が受賞

〈2021年〉

- 1月：WEBサイト「株主・投資家向け情報」
主要なIRサイト評価で受賞



▲新型専用コンテナ外観



▲表彰状



その他

〈2020年〉

- 5月：「国連グローバル・コンパクト」に参加
9月：「統合報告書2020」を発行
11月：「VC21アワード2020」をオンラインで開催
12月：「LOGISTEED CAFÉ」を本社ビル内に開設(12月)
(特設サイト公開：10月)
CDP気候変動レポートにおいて「A-(Aマイナス)」の評価獲得



This image shows a full page of blank white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page, providing a template for writing or drawing. There are no margins, text, or other markings present.

〈メ 毛 欄〉

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.



大きく変化する世界の中で、
常に先を見つめて、道を切りひらき、
社会に新しい活力を届けていきたい。
私たちは、お客様と真摯に向き合い、
最善を尽くし、共に未来を協創する。
これからのテクノロジーを
新しいソリューションの力にする。
一人ひとりの人間力を大切にして、
ひとつになって動きつづける。
私たちはこれまでの
ロジスティクスの領域を超えて、
ビジネスと生活に
新しい未来を実現していく。

未知に挑む。

株主総会会場のご案内

ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

日 時

2021年6月22日(火曜日)午前10時
受付開始予定 午前9時

場 所

東京都中央区京橋二丁目9番2号
当本社2階 大会議室

※ご来場に際しましては公共交通機関を
ご利用くださいますようお願い申し上げます。

交通ご案内

- 都営地下鉄浅草線 宝町駅
A6・A7出口 徒歩1分
- 東京メトロ銀座線 京橋駅
6番出口 徒歩3分
- 東京メトロ有楽町線 銀座一丁目駅
7番出口 徒歩8分
- JR 東京駅 徒歩9分



株主メモ

事業年度 毎年4月1日から翌年3月末日まで

**剰余金の
配当受領株主確定日** 毎年3月末日及び9月末日

定時株主総会 毎年6月

株主名簿管理人 東京証券代行株式会社 東京都千代田区神田錦町三丁目11番地
[郵便物送付先]
〒168-8522 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
東京証券代行株式会社 事務センター

[株式に関するお問い合わせ先]
フリーダイヤル ☎ 0120-49-7009
取次は、三井住友信託銀行株式会社の全国本支店でお取扱いいたしております。

**住所変更・単元未満株式の
買取・買増等のお申出先について**
お取引口座のある証券会社にお申し出ください。ただし、特別口座に登録された株式に係る各種手続きにつきましては、特別口座の口座管理機関である東京証券代行株式会社にお申し出ください。

未支払配当金のお支払いについて
株主名簿管理人である東京証券代行株式会社にお申し出ください。



(証券コード：9086)

〒104-8350 東京都中央区京橋二丁目9番2号
<https://www.hitachi-transportssystem.com>

